

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月22日
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞ U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞ U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞ U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞ U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネーブル
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞ 1兆円を上限とします。 U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞ 1兆円を上限とします。 U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞ 1兆円を上限とします。 U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞ 1兆円を上限とします。 U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネーブル 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞
UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞
UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞
UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞
>
UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール

（以上を総称して「UBS公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）」、「UBS公共公益債券」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞」を「円コース」、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞」を「豪ドルコース」、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞」を「ブラジルリアルコース」、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞」を「南アフリカランドコース」、「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール」を「マネープール」、という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」、「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞

1兆円を上限とします。

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞

1兆円を上限とします。

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞

1兆円を上限とします。

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞

1兆円を上限とします。

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール

1兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

委託会社または委託会社の関係会社は、当初設定および運用に必要な最低限の資金のために、ファンドの買付を行うことがあります。

マネープールはスイッチング以外によるお買付は行えません。また、申込の取扱いを行うファンドは、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4) 【発行（売出）価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）

基準価額 については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額です。ただし、1万口当たりの価額で表示される場合があります。

(5) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。また、スイッチングの場合の申込手数料は、買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.62%（税抜 1.50%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

マネープールについてはスイッチング以外によるお買付は行えないものとし、申込手数料はかかりません。なお、スイッチングの対象ファンドおよびスイッチングの方法は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料（スイッチングの場合を含みます。）の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社の定める単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

申込単位の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成27年5月23日から平成27年11月24日まで

ただし、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受付は行いません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

後記照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

買付申込者は、買付申込受付日から起算して7営業日までにお申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に買付申込代金をお支払いいただく場合があります。各買付申込日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。(以下同じ。)

お申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時までの受付を当日の受付分とします。ただし、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日を除きます。

受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日(上記のお申込の受付を行わない日を除きます。)扱いとなります。

なお、マネープールはスイッチング以外によるお買付は行えません。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は買付申込の受付を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消すことがあります。

UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)を構成する各ファンド間でスイッチングが活用できる仕組みになっています。ただし、スイッチングの対象ファンドおよびスイッチングの方法は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号

03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

各ファンド（「マネープール」を除く）は、主として世界の公共公益関連企業が発行する債券に投資を行う外国投資信託を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。「マネープール」は信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

信託金限度額

U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞

7,000億円を上限とします。

U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞

7,000億円を上限とします。

U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞

7,000億円を上限とします。

U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞

>

7,000億円を上限とします。

U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール

7,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

一般社団法人 投資信託協会の定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類および属性区分は下記の表中に網掛け表示しています。

<円コース>

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
内外	国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式	年1回	グローバル(含	ファミリーファ	あり(フルヘッ
一般	年2回	む日本)	ンド	ジ)
大型	年4回	日本	ファンド・オ	なし
中小型	年6回	北米	ブ・ファンズ	
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
不動産投信		中近東		
その他資産		(中東)		
(投資信託証券		エマージング		
(債券 社債))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの

その他資産(投資信託証券(債券 社債))(注)	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて、企業等が発行する社債に主として投資するもの
年12回(毎月)	年12回(毎月)決算する
グローバル(含む日本)	組入資産による投資収益が世界(含む日本)の資産を源泉とする
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
あり(為替ヘッジ)	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの

(注)前記の商品分類表においては投資対象資産を「債券」としておりますが、当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券)」としております。

< 豪ドルコース / ブラジルリアルコース / 南アフリカランドコース >

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
内外	国内および海外の資産による投資収益が実質的に源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（含 む日本）	ファミリーファ ンド	あり
一般	年2回			なし
大型	年4回	日本	ファンド・オ ブ・ファンズ	
中小型	年6回	北米		
債券	（隔月）	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	（毎月）	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
不動産投信		中近東		
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		(中東) エマージング		
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの

その他資産（投資信託証券（債券 社債））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて、企業等が発行する社債に主として投資するもの
年12回（毎月）	年12回（毎月）決算する
グローバル（含む日本）	組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
なし（為替ヘッジ）	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「債券」としてしておりますが、当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

< マネープール >

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合
------------	----------------	------------------------------------

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
国内	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券一般)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型			

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの

その他資産（投資信託証券（債券一般））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものに主として投資するもの
年2回	年2回決算する
日本	組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズのみ）に投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「債券」としてしておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

ファンドの特色

1. UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）の各ファンド（「マネープール」を除く）は、外国投資信託への投資を通じて、実質的に、日本を含む世界の「公共公益」企業の発行する債券を投資対象とします。

当ファンド（「マネープール」を除く）が投資対象とする外国投資信託の運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドが行います。

「公共公益」企業とは？

「公共公益」企業とは、私たちの生活に不可欠なサービスを提供する企業です。

公 益	通 信	エネルギー	運 輸
電力、水道など	携帯電話など	石油など	空港管理、鉄道、海運など

電力・水道などに加え、通信・エネルギー・運輸も、生活に不可欠な公共サービスを提供する業種

「マネープール」は、信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

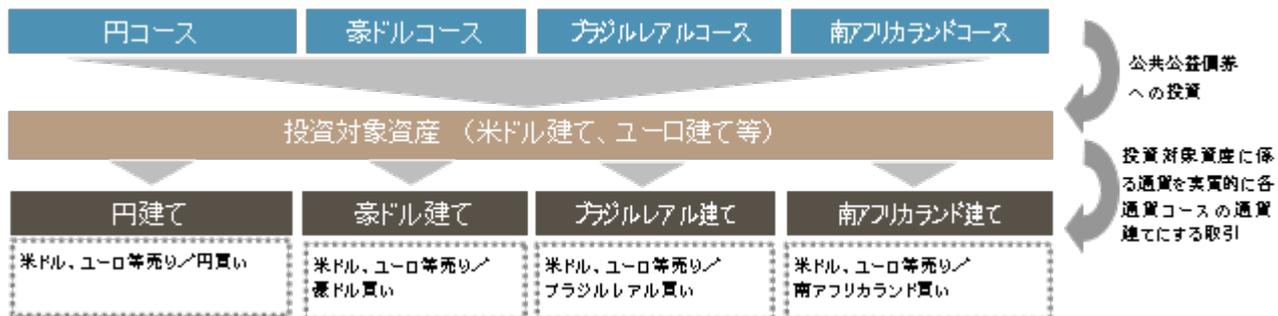
2. 4つの通貨コースおよびマネープールで構成されています。

通貨コースには、「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「南アフリカランドコース」の4つのコースがあります。

各通貨コースは、実質的な投資対象である世界の公共公益債券（以下「投資対象資産」という場合があります。）について、円コースでは実質的に円建てとなるように為替取引（円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。）を行い、対円での為替変動リスクの低減を図りますが、円コース以外の通貨コースでは実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、それぞれの通貨と円との間の為替変動の影響を受けます。

為替取引とは、投資対象資産に係る通貨を売り予約し、各通貨コースの通貨を買い予約する取引をいいます。

4つの通貨コースの特徴



上記はイメージであり、実際にはファンド・オブ・ファンズ方式により投資を行います。なお、「通貨選択型」の仕組みについての詳細は、後記「通貨選択型ファンドの収益のイメージ」をご覧ください。

各ファンド間でスイッチングができます。

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）

円コース

豪ドルコース

ポンドリアルコース

南アフリカランドコース

マネープール^{*1}

*1 マネープールは、各ファンドからのスイッチング以外によるお買付は行えません。

申込の取扱いを行うファンドは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）を構成する各ファンド間でスイッチングが活用できる仕組みになっています。ただし、スイッチングの対象ファンドおよびスイッチングの方法は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3. 原則として毎月25日に決算を行い、毎月の安定分配を目指します（「マネープール」を除く）。

ただし、分配金が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

「安定分配を目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

毎月分配型 毎月の決算時（原則として毎月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が継続した分配を行うための分配原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定します。

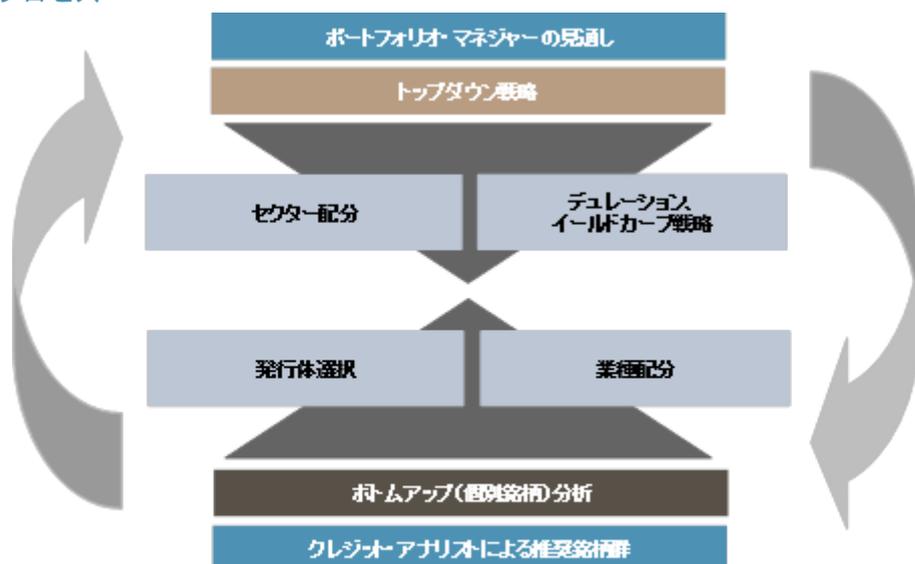
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〔分配イメージ〕	分配金											

「マネープール」は、年2回の決算時（原則として2月25日および8月25日、当該日が休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。分配金は分配原資の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

運用プロセス



（2015年3月末日現在）

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

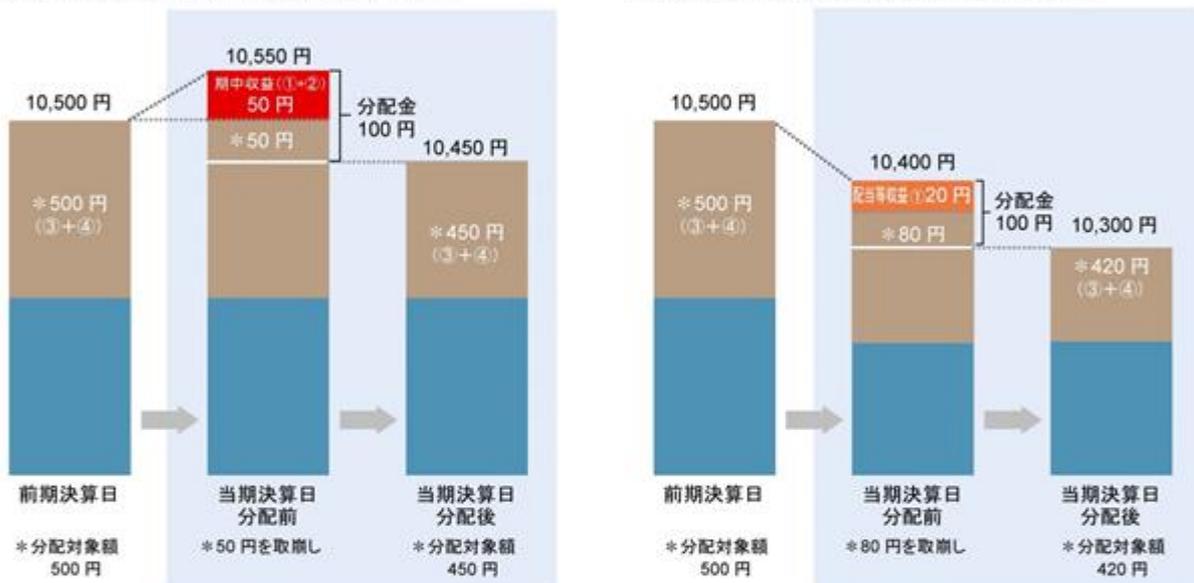


◎分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】

【前期決算日から基準価額が下落した場合】



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

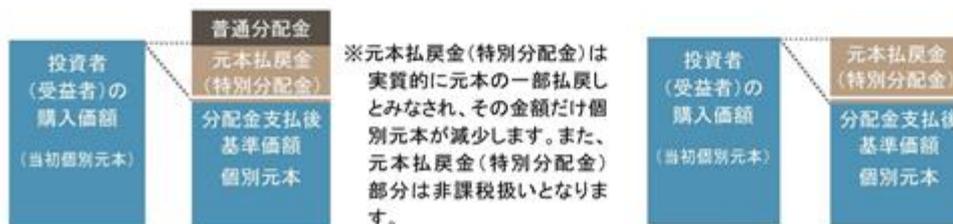
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

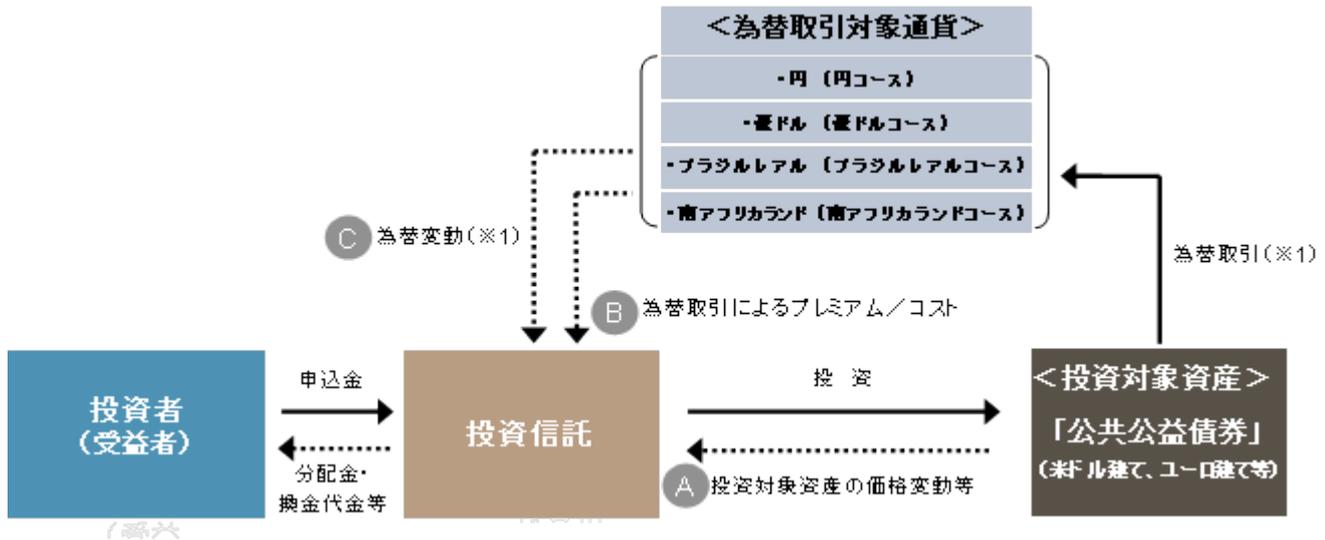
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金」をご参照下さい。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）」（「マネーパブル」を除く）は、世界の公共公益債券（以下「投資対象資産」という場合があります。）への投資に加えて、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように為替取引（円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。）を行い、対円での為替変動リスクの低減を図る円コースまたは、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行う円コース以外の通貨コースの中から、投資者のニーズに合った通貨のコースを選択できるよう設計されています。

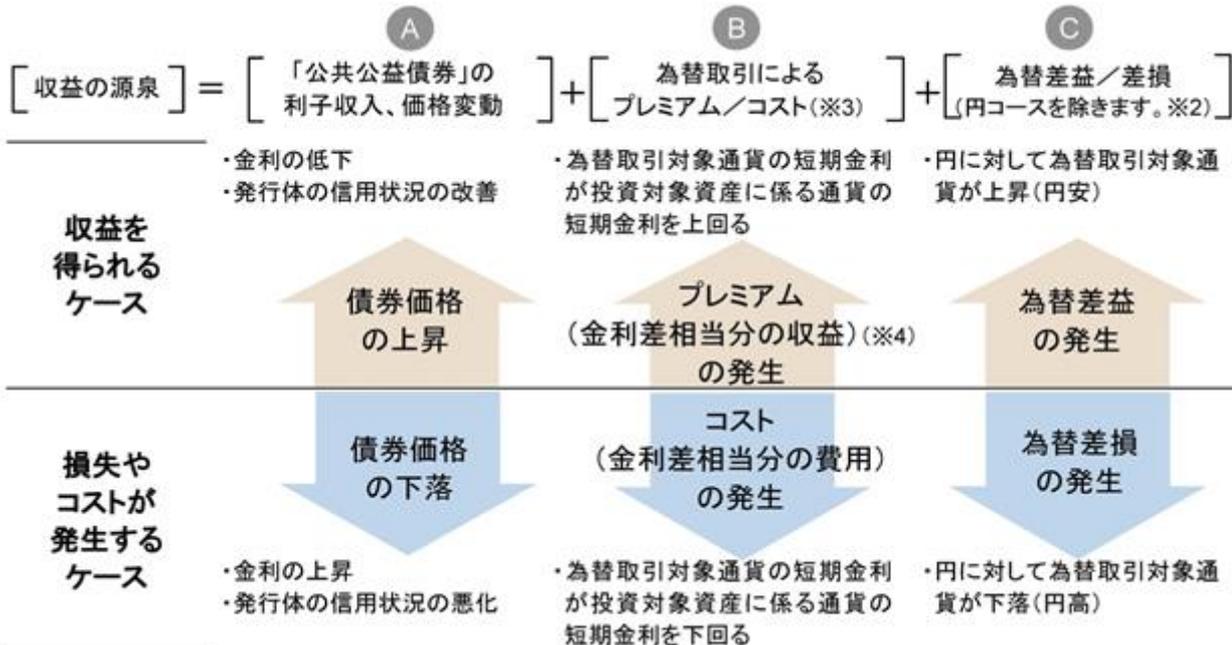
<当ファンドの仕組みのイメージ図>



1 円コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行います。完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。円コース以外の各通貨コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、当該各通貨コースの通貨と円との間では為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応したリスクが内在していることに留意が必要です。



2 円コースは、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行いますので、は収益の源泉にはなりません。ただし、完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。

3 為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、NDF（ノン・デリバブル・フォワード）を利用する場合があります。NDFを用いて為替取引を行う場合、為替取引プレミアム（金利差相当分の収益）/コスト（金利差相当分の費用）は、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

4 後記「3 投資リスク 為替取引プレミアム（金利差相当分の収益）に係るリスクおよび留意点」をご覧ください。

上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

ファンドの仕組み

各ファンド共通（「マネープール」を除く） ファンド・オブ・ファンズ方式

各ファンドは「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（*2）」および「UBS短期円金利マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託（ファンド）に投資し、運用を行う投資信託（ファンド）です。



マネープール ファミリーファンド方式

ファンドは「UBS短期円金利マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



主な投資制限

各ファンド共通（「マネープール」を除く）

・投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
・株式への直接投資	行いません。
・外貨建資産への直接投資	行いません。
・デリバティブの直接利用	行いません。
・同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。

マネープール

・株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20%以内
・新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内
・投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内
・外貨建て資産への投資	行いません。
・デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。

(2)【ファンドの沿革】

平成21年12月1日 信託契約締結、設定日、運用開始

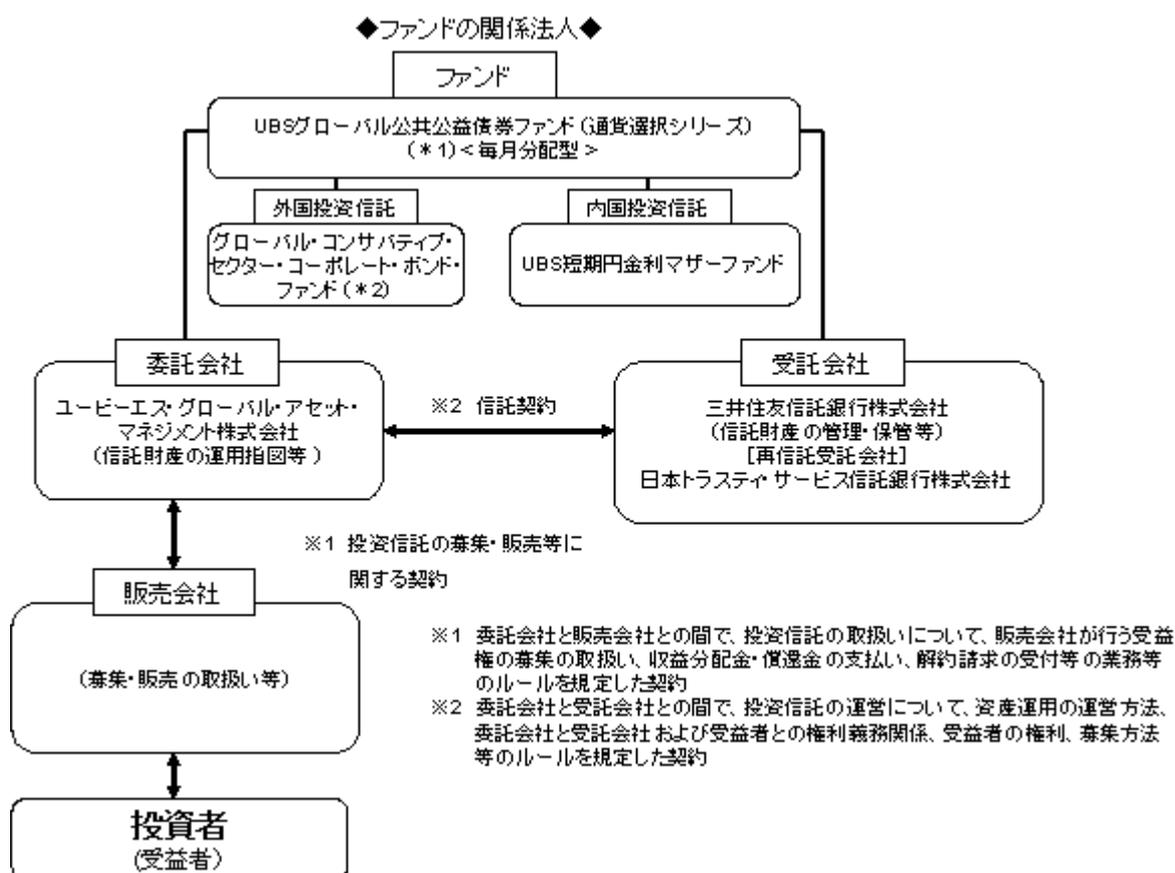
(3)【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み

各ファンド共通（「マネープール」を除く）

以下の「ファンドの関係法人」および「ファンド・オブ・ファンズ方式について」の図表中の*1および*2につきましては、下の表より該当する項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

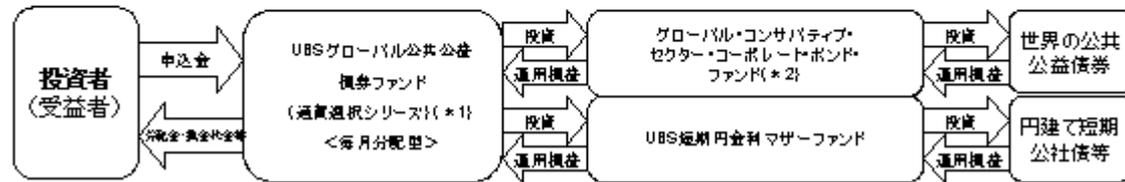
*1	円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	南アフリカコース
*2	JPY class	AUD Class	BRL Class	ZAR Class



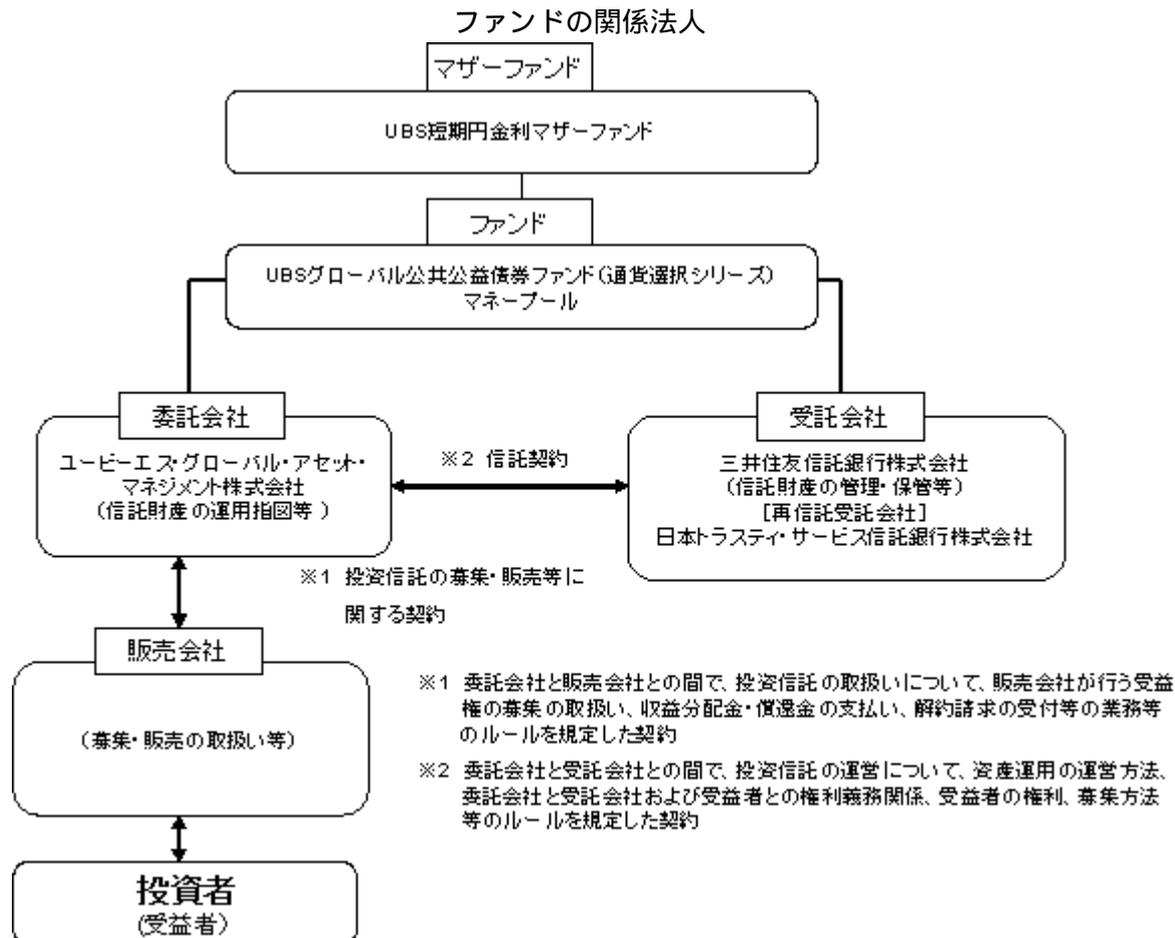
「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託（ファンド）に投資し、運用を行う投資信託（ファンド）です。

◆ ファンド・オブ・ファンズ方式について ◆

各ファンドは「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（*2）」および「UBS短期円金利マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



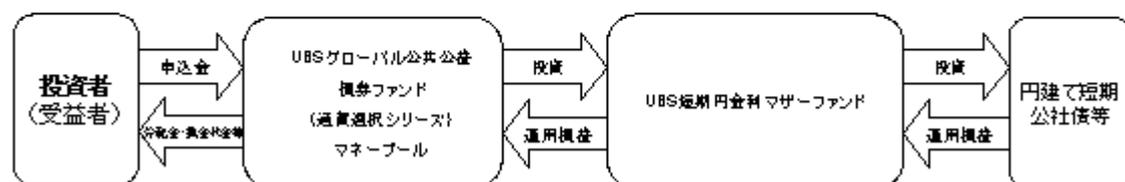
マネープール



◆ ファミリーファンド方式について ◆

ファンドは「UBS短期円金利マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社の概況(平成27年3月末日現在)

1) 資本金

22億円

2) 沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に
商号変更

3) 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<各ファンド（「マネープール」を除く）>

グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（以下「指定外国投資信託」ということがあります。）への投資を通じて、主として信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券を投資対象とします。ただし、指定外国投資信託は各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。

指定外国投資信託を通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関よりBBB-/Baa3以上の長期格付が付与された銘柄に投資を行います。

指定外国投資信託の受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、指定外国投資信託とUBS短期円金利マザーファンドの投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託の受益証券への投資割合を原則として90%以上とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

指定外国投資信託は、BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合があります。

各通貨コースが主要な投資対象とする投資信託は、以下の通りです。

<円コース>

グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）およびUBS短期円金利マザーファンドに投資を行います。

グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）は、主として信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券に投資を行います。投資先の外貨建資産については、外国為替予約を活用し、原則として実質的に円建てとなるように円での為替ヘッジを行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。

UBS短期円金利マザーファンドは、主としてわが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行います。

<豪ドルコース>

グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）およびUBS短期円金利マザーファンドに投資を行います。

グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）は、主として信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券に投資を行います。投資先の外貨建資産については、原則として実質的に豪ドル建てとなるように豪ドルでの為替取引を行います。

UBS短期円金利マザーファンドは、主としてわが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行います。

<ブラジルリアルコース>

グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）およびUBS短期円金利マザーファンドに投資を行います。

グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）は、主として信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券に投資を行います。投資先の外貨建資産については、原則として実質的にブラジルリアル建てとなるようにブラジルリアルでの為替取引を行います。

UBS短期円金利マザーファンドは、主としてわが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行います。

<南アフリカランドコース>

グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)およびUBS短期円金利マザーファンドに投資を行います。

グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(ZAR Class)は、主として信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券に投資を行います。投資先の外貨建資産については、原則として実質的に南アフリカランド建てとなるように南アフリカランドでの為替取引を行います。

UBS短期円金利マザーファンドは、主としてわが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債に投資を行います。

銘柄選定プロセス

- ロンドンを中心に、世界中のUBSの運用拠点に配置されたアナリストの情報を活用し運用を行います。

定性分析	財務分析	その他の分析対象項目
<ul style="list-style-type: none"> ◎経営体制 ◎競争力分析 ◎財務的柔軟性 ◎財務方針 	<ul style="list-style-type: none"> ◎決算分析 ◎キャッシュフロー分析 ◎財務指標分析 ◎ダウンサイドシナリオ分析 	<ul style="list-style-type: none"> ◎イベントリスク ◎株式パフォーマンス ◎債券価格 ◎情報開示

運用チーム内で、各銘柄の信用力を評価

相対的なファンダメンタルズをランク付け

相対的なリビュー(本源的価値)をランク付け

- UBSのグローバル・ネットワークが可能にする世界の「公共公益債券」運用
- ロンドンを中心に、世界中のUBSの運用拠点に配置されたアナリストとの連携により運用を行います。

投資適格でファンダメンタルズが
良好な割安銘柄を選定

- 綿密な企業調査による個別銘柄の選択
- 債券運用チーム・アナリストに加えて、株式運用チーム・アナリストによる調査結果も活用します。

< 「マネープール」 >

信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

(2) 【投資対象】

< 主な投資対象 >

各ファンド（「マネープール」を除く）

円コース	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）
	UBS短期円金利マザーファンド
豪ドルコース	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（AUD Class）
	UBS短期円金利マザーファンド
ブラジルリアルコース	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（BRL Class）
	UBS短期円金利マザーファンド
南アフリカランドコース	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）
	UBS短期円金利マザーファンド

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

< 各ファンド（「マネープール」を除く）が投資対象とする投資信託の概要 >

投資信託証券の名称	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド （JPY Class） / （AUD Class） / （BRL Class） / （ZAR Class）
-----------	---

運用の基本方針	原則として、信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券を中心に投資を行い、証券投資運用においては、当該企業セクターに対応するバークレイズ・グローバル総合社債インデックス（円ヘッジ、円ベース）（*）をベンチマークとします。JPY Classでは、投資対象資産が実質的に円建てとなるよう対円で為替取引を行い、対円で為替変動リスクの低減を図ります。また、AUD Class、BRL Class、ZAR Classでは、投資対象資産が実質的に各通貨クラスの通貨建てとなるよう為替取引を行うことにより、各通貨クラスの通貨と投資対象資産に係る通貨との間の短期金利の差と為替変動を収益機会とすることを目指します。
主な投資対象	原則として、信用力の高い、世界の公共公益関連企業が発行する債券を主要な投資対象とします。ただし、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
管理報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 管理報酬等：年率0.70%以内 その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等はファンドの負担となります。
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

* バークレイズ・グローバル総合社債インデックスは、バークレイズが公表する世界の社債券市場の推移を表わす指数です。

投資信託証券の名称	UBS短期円金利マザーファンド
運用の基本方針	円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とします。
信託報酬等	申込手数料：なし 解約手数料：なし 信託報酬：なし
投資運用会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

各ファンド（「マネープール」を除く）

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。（本邦通貨表示のものに限ります。）

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 3. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるグローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ ）受益証券および国内籍の投資信託であるUBS短期円金利マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみな

される同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1.短期社債等
- 2.コマーシャル・ペーパー
- 3.外国または外国のもの発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 4.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 5.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(注) 上記 については、下の表より該当項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

	円 コース	豪ドル コース	ブラジルリアル コース	南アフリカランド コース
	JPY Class	AUD Class	BRL Class	ZAR Class

[金融商品]

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

[金融商品による運用の特例]

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 [金融商品] 1.～4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

資金の借入等を行うことができます。

「マネープール」

<主な投資対象>

UBS 短期円金利マザーファンド受益証券を通じて、信用度の高い短期公社債等に投資を行います。

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

- 1) 特定資産
 1. 有価証券
 2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

- (1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
 - (2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
 - (3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)に係る権利
 - (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 - (5)有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)に係る権利
 - (6)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)に係る権利
 - (7)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。)に係る権利
 - (8)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ニ及び第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)に係る権利
 - (9)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)に係る権利
 - (10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)
3. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
 4. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるUBS短期円金利マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。また、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～6.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で17.の有価証券の性質を有するもの
なお、1.の証券、8.ならびに13.の証券または証書のうち1.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および8.ならびに13.の証券または証書のうち2.から6.までの性質を有するものおよび10.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、9.および10.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

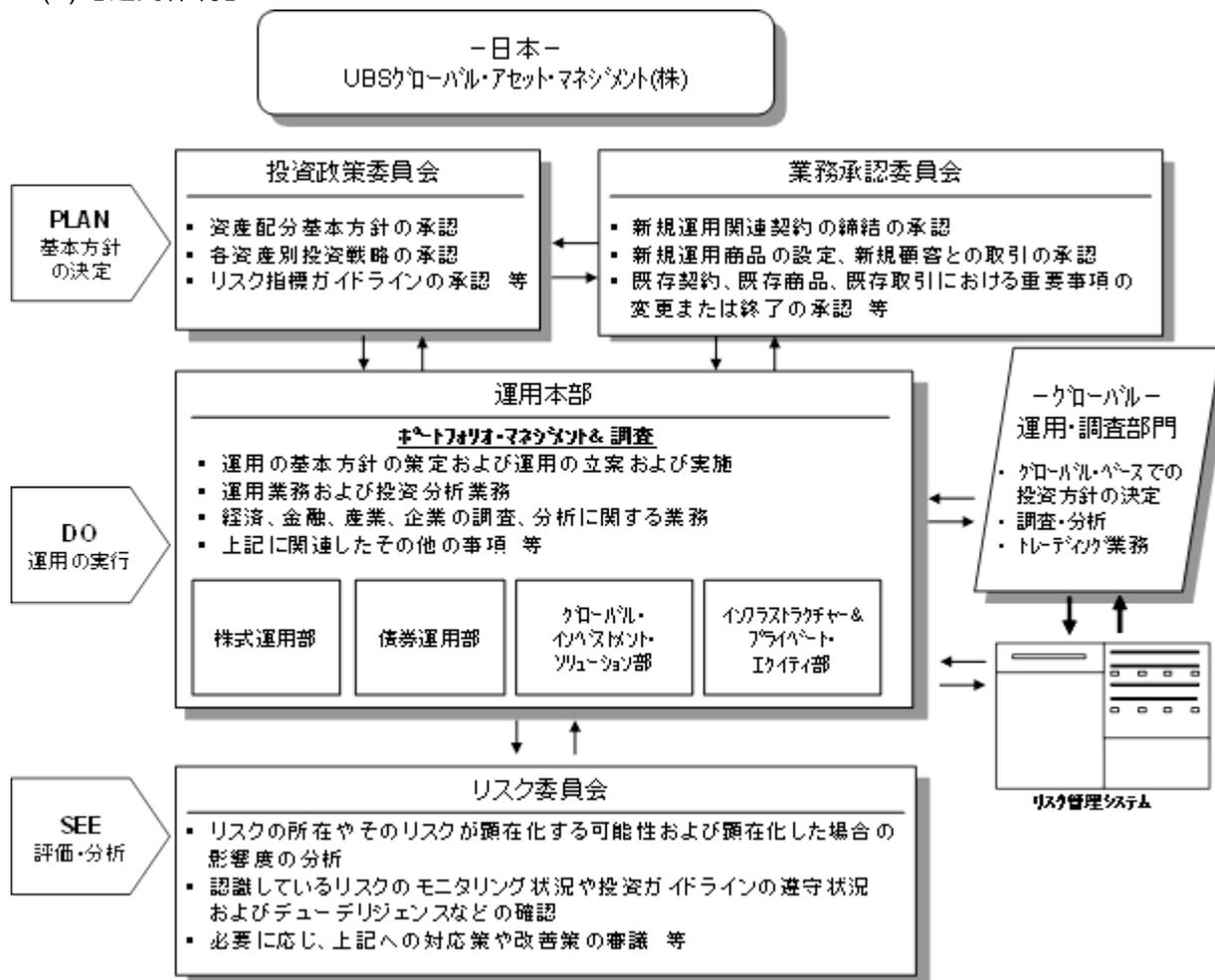
[金融商品による運用の特例]

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、[金融商品]1.～4.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、資金の借入等を行うことができます。

(3) 【運用体制】



各ファンド（「マネープール」を除く）の主要な投資対象である指定外国投資信託の運用はUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドが行います。

（平成27年3月末現在）

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長等の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

各ファンド（「マネープール」を除く）

毎決算時（毎月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

原則として継続的な分配を行うことを目指します。収益分配金額は、上記の範囲内で、委託会社が継続した分配を行うための分配原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

上記により、一定水準の分配金を示唆または保証するものではありません。なお、分配金額は、為替、金利等の影響を受けて変動します。分配金額の決定にあたっては、決算日現在の利回り水準だけでなく、過去数ヶ月の利回り水準等も考慮します。

分配金の取扱いにつきましては、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「マネープール」

毎決算時（毎年2月25日および8月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

各ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「自動けいぞく投資コース」において、再投資により増加した受益権は、振替口座等に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

[信託約款による投資制限]

各ファンド（「マネープール」を除く）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

その他の投資制限

（資金の借入の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

「マネープール」

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

国債、政府機関債またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として同一発行体の発行する有価証券の保有は実質10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期、ならびに大量解約の場合等は除くものとします。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

その他の投資制限

（先物取引等の運用指図）

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

（スワップ取引の運用指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（金利先渡取引の運用指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（有価証券の貸付の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

（資金の借入の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

「全ファンド共通」

[法令等による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

< U B S 短期円金利マザーファンドの概要 >

投資方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建て公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
------	--

投資態度	<ol style="list-style-type: none"> 1. わが国のCP（コマーシャル・ペーパー）、政府短期証券、コール等の短期金融商品および内外の円建ての公社債を主要投資対象とし、代表的銀行の3ヵ月大口預金金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。 2. わが国の短期金融商品については、原則として、購入時においてS&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のうち1社以上の格付機関より、A-1/P-1/a-1/J-1以上の短期格付けが付与されたものに投資を行います。また、公社債については原則として、購入時においてS&P、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のうち1社以上の格付機関より、A3/A-以上の長期格付けが付与されたものに投資を行います。 3. 政府短期証券（FB）3ヵ月の金利（ ）を目安に運用を行います。 4. ポートフォリオの平均デュレーションは、一定の範囲内（原則として0～1.0年の範囲）で変動させます。 5. 個別銘柄選択効果により、リスクの分散と超過収益の安定化を目指します。 6. 信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。 7. 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。 運用指標として、日本相互証券発表の政府短期証券（FB）3ヵ月の金利水準を参照しておりますが、市場環境によっては予告なく変更されることがあります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。 2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 4. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 6. 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 7. 国債、政府機関債またはこれらと同等の信用を有する証券を除き、原則として同一発行体の発行する有価証券の保有は10%以内とします。ただし、当初設定時、純資産総額の過少な時期、ならびに大量解約の場合等は除くものとします。 8. 外貨建資産への投資は行いません。 9. デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

3【投資リスク】

<p>「UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）の各ファンド（「マネープール」を除く）」</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資信託証券への投資を通じて、世界の「公共公益」関連企業が発行する債券に投資を行いますので、組入債券の価格の下落や組入債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、円コース以外の各ファンドでは、外貨建資産について実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、当該各通貨コースの通貨と円との間の為替変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 <p>「マネープール」</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に円建ての短期公社債に投資を行いますので、組入短期公社債の価格変動の影響を受けます。 <p>投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。</p> <p>信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。</p>
--

各ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

各ファンド共通（「マネープール」を除く）

<<公社債に関する価格変動リスク>>

当ファンドは公社債への投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向があり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日に行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

<<カントリー・リスク>>

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

<<為替変動リスク>>

「円コース〈毎月分配型〉」

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを排除することはできませんので、基準価額は円と投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

「豪ドルコース〈毎月分配型〉」

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に豪ドル建てとなるように豪ドルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は豪ドルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。豪ドルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

「ブラジルリアルコース〈毎月分配型〉」

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的にブラジルリアル建てとなるようにブラジルリアルでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値はブラジルリアルの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。ブラジルリアルの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

「南アフリカランドコース〈毎月分配型〉」

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に南アフリカランド建てとなるように南アフリカランドでの為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は南アフリカランドの為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。南アフリカランドの金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

<<為替取引プレミアム（金利差相当分の収益）に係るリスクおよび留意点>>

円コースを除く各通貨コースでは、投資対象資産に係る通貨と各通貨コースの通貨（為替取引対象通貨）との間の短期金利の差（為替取引プレミアム）を収益機会とする一方、選択された通貨コースの通貨と円との間の為替変動の影響を大きく受けます。したがって、選択された通貨コースの通貨に対して円が上昇（円高）した場合には、基準価額は下落し、損失を被る可能性があります。

「マネープール」

<<金利変動リスク>>

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

<<信用リスク>>

ファンド資産を公社債およびコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

その他のリスク・留意点

買付および換金申込に係る制限

- ・ 買付または換金の申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受けません。（「マネープール」の換金を除く）
海外市場の休業日：
ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日をいいます。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金のお申込の受付を中止することおよび既に受付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
- ・ 投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付の受付を制限する場合があります。

クーリング・オフ

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

- ・ 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 外国投資信託の投資対象資産について為替取引を行う際、一部の新興国においては通貨の受渡に制約があるため、NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。
NDFの取引価格の値動きと実際の為替市場の値動きは、需給動向や規制等の影響により、大きく乖離する場合があります。その結果、投資成果は、実際の為替市場や金利市場の動向から理論上期待される水準と大きく乖離する場合があります。また、市場規模の縮小や当局の規制等によりNDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。
NDFとは、新興国の通貨を売買する際に利用される直物為替先渡取引の一種で、主に金融機関と相対で取引されます。NDFにおいては当該国通貨の受渡が発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済されます。

投資信託に関する一般的なリスク

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなことがある場合があります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります)。
- ・ 投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制

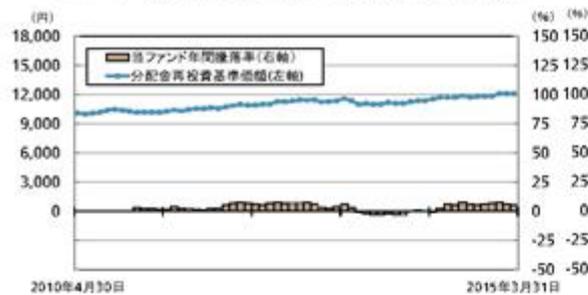
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

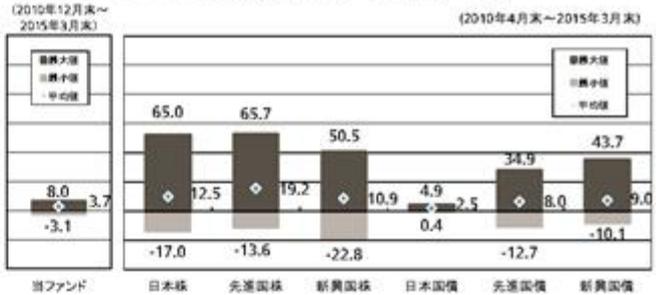
また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

[円コース(毎月分配型)]

当ファンドの年間課税率および分配金再投資基準価額の推移

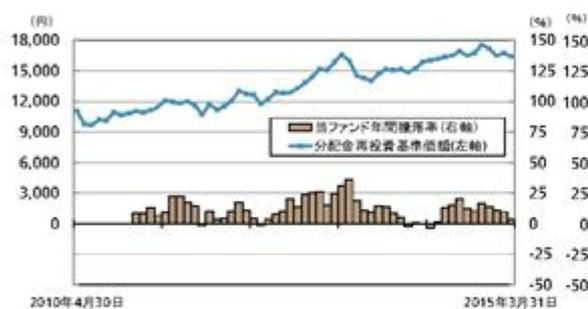


当ファンドと代表的な資産クラスとの課税率の比較

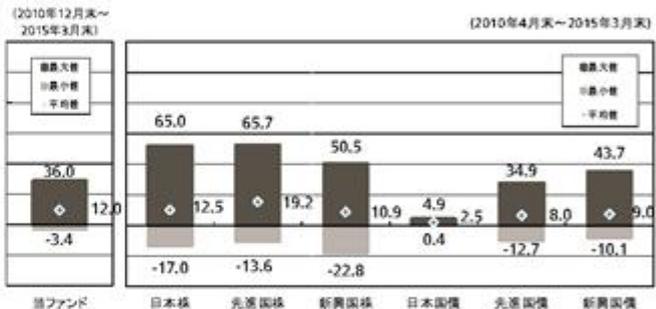


[豪ドルコース(毎月分配型)]

当ファンドの年間課税率および分配金再投資基準価額の推移

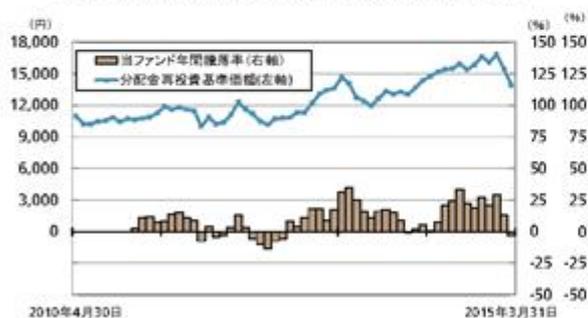


当ファンドと代表的な資産クラスとの課税率の比較

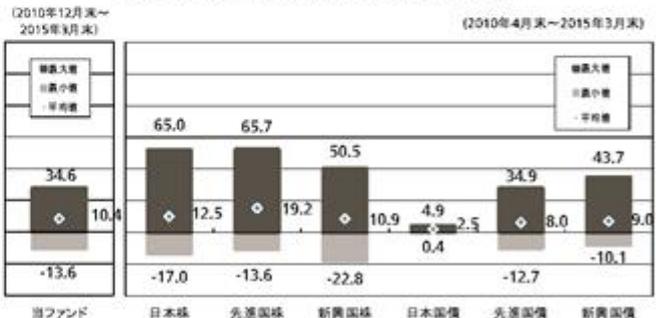


[ブラジルリアルコース(毎月分配型)]

当ファンドの年間課税率および分配金再投資基準価額の推移

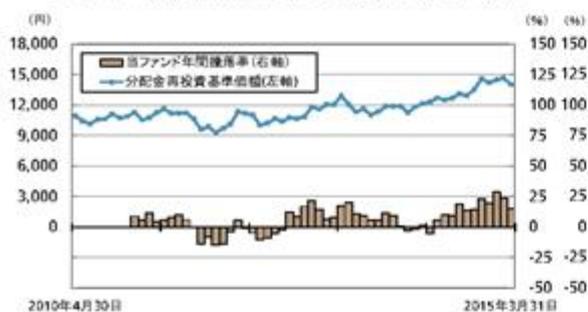


当ファンドと代表的な資産クラスとの課税率の比較

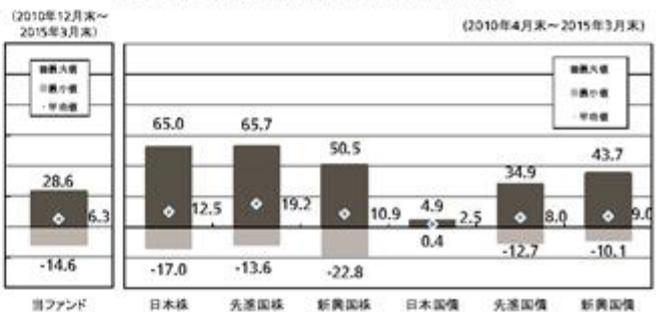


[南アフリカランドコース(毎月分配型)]

当ファンドの年間課税率および分配金再投資基準価額の推移

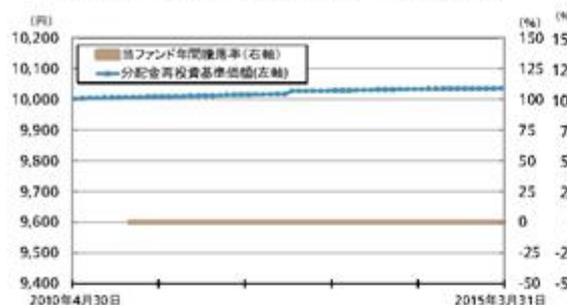


当ファンドと代表的な資産クラスとの課税率の比較

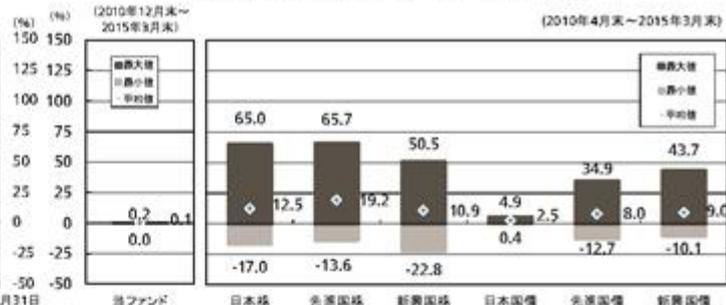


[マネーボール]

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



■「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、当ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すことを目的としています。したがって、当ファンドが収益分配を行っている場合には、実際の基準価額の年間騰落率や基準価額の推移とは異なります。

■「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、当ファンドの騰落率については2010年12月から2015年3月の各月末、代表的な資産クラスの騰落率については2010年4月から2015年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

(注1) 各資産クラスは当ファンドの投資対象を表しているものではありません。

(注2) 当ファンドについては、分配金再投資基準価額の年間騰落率が記載されているため、収益分配が行われている場合には実際の基準価額の年間騰落率とは異なります。

(注3) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。当ファンドと代表的な資産クラスで対象となる期間が異なることにご注意ください。

■各資産クラスの指数

日本株 : 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株 : MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株 : MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債 : シティ日本国債インデックス

先進国債 : シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債 : JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

(注2) 詳細は下記の「指数に関して」をご覧ください。

指数に関して

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

・シティ日本国債インデックス

・シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。騰落率の数字は、シティ日本国債インデックス・データおよびシティ世界国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。

・JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数です。当指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

買付価額に、3.24%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

また、スイッチングの場合は、買付価額に、1.62%（税抜1.50%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

マネープールはスイッチング以外によるお買付は行えないものとし、申込手数料はかかりません。なお、スイッチングの対象ファンドおよびスイッチングの方法は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金手数料はありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

「マネープール」には信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

「各ファンド（「マネープール」は除く）」

信託報酬の総額は、各ファンド毎に、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.9504%（税抜年率0.88%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.34%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.04%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

なお、各ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等が各ファンドの純資産総額に対して年率0.70%程度（委託会社が試算した概算値）かかります。したがって、各ファンドの信託報酬に加えた基本となる報酬率は、実質的には各ファンドの純資産総額に対して年率1.6504%程度となります。

「マネープール」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の日々の純資産総額に年0.5940%（税抜年0.55%）を上限とする率を乗じて得た額とします。なお、信託報酬は、別途規定する無担保コール翌日物の金利（以下「コールレート」といいます。）水準により年率を決定します。コールレート水準は、毎月一定期間の平均値を測定し、翌月の信託報酬として適用します。信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

コールレート水準が0.20%未満の場合、純資産総額に対して年率0.081%以内（税抜年率0.075%以内）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.03%以内	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.03%以内	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.015%以内	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

コールレート水準が0.20%以上0.40%未満の場合、純資産総額に対して年率0.1674%（税抜年率0.155%）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.07%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.07%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.015%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

コールレート水準が0.40%以上0.65%未満の場合、純資産総額に対して年率0.3348%（税抜年率0.31%）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.14%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.14%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

コールレート水準が0.65%以上の場合、純資産総額に対して年率0.594%（税抜年率0.55%）を乗じて得た額とします。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.25%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

平成27年3月末日現在の「マネーボール」の信託報酬率は年率0.081%以内（税抜年率0.075%以内）となっております。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下 および の費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税および信託事務の諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

監査報酬

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。（以下「監査報酬等」といいます。）

その他、以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、監査報酬等および上記1から6の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%（「マネープール」については年率0.05%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用の年率を見直し、これを変更することができます。

監査報酬等および上記1から6の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記「(4) その他の手数料等」の および については、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額についても、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%^{（注）}および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%^{（注）}および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

<損益通算>

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

- ・ NISA口座での投資額が年間100万円以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。
- ・ 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%^{（注）}）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税

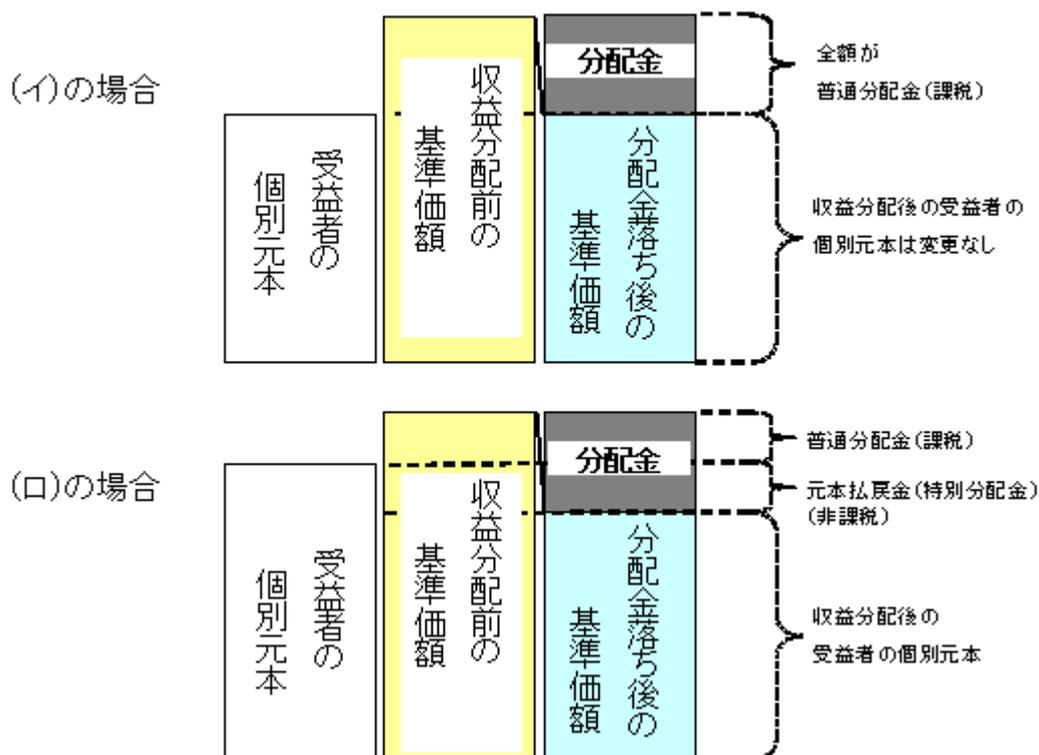
追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が分配金を受け取る際、

- (イ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

< 参考情報 >

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜3.0%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。(スイッチングの場合は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 1.62% (税抜1.50%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額) 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。「マネープール」へのスイッチングには購入手数料はかかりません。 ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.3% 「マネープール」には信託財産留保額はありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用																																
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	<p>■各ファンド(「マネープール」を除く)</p> <p>日々の純資産総額に対して年率0.9504% (税抜年率0.88%)を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.34%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.50%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.04%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>投資対象とする投資信託証券</p> <p>ファンドの純資産総額に対して年率0.70%程度 (委託会社が試算した概算値)</p> <p>実質的な負担</p> <p>ファンドの純資産総額に対して年率1.6504%程度</p> <p>■マネープール</p> <p>日々の純資産総額に年0.5940% (税抜年0.55%)を上限とする率を乗じて得た額とします。 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.25%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.25%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.05%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> <p>※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※運用管理費用は、無担保コール翌日物の金利水準により毎月見直されます。上記の表に記載された率は上限です。</p> <p>・平成27年3月末現在の「マネープール」の運用管理費用(信託報酬)は年率0.081% 以内 (税抜年率0.075% 以内)です。 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>0.030%以内</td> <td>0.030%以内</td> <td>0.015%以内</td> </tr> </table> <p>その他の費用・手数料</p> <p>諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%(「マネープール」は0.05%))として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </table> <p>実費として、原則発生 of 都度ファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> <p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p>	委託会社	0.34%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.04%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価	委託会社	0.25%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価	委託会社	販売会社	受託会社	0.030%以内	0.030%以内	0.015%以内	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
委託会社	0.34%	委託した資金の運用の対価																																
販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価																																
受託会社	0.04%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価																																
委託会社	0.25%	委託した資金の運用の対価																																
販売会社	0.25%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価																																
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価																																
委託会社	販売会社	受託会社																																
0.030%以内	0.030%以内	0.015%以内																																
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用																																	
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等																																	
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料																																	
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用																																	

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は平成27年3月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

円コース＜毎月分配型＞

(1)【投資状況】

(2015年3月31日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	2,677,970,854	99.04
親投資信託受益証券	日本	8,813,301	0.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	17,252,270	0.64
合計(純資産総額)	-	2,704,036,425	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2015年3月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託 受益証券	グローバル・コンサバティブ・セク ター・コーポレート・ボンド・ファン ド(JPY Class)	251,831	10,678	2,689,051,418	10,634	2,677,970,854	99.04
日本	親投資信託 受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	8,779,063	1.0038	8,812,423	1.0039	8,813,301	0.33

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2015年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券(親投資信託受益証券含む)	99.36
合計	99.36

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2015年3月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期特定期間末 (2010年2月25日)	421	422	0.9906	0.9921
第2期特定期間末 (2010年8月25日)	1,794	1,798	1.0348	1.0368
第3期特定期間末 (2011年2月25日)	2,682	2,689	0.9909	0.9934
第4期特定期間末 (2011年8月25日)	3,938	3,948	1.0067	1.0092
第5期特定期間末 (2012年2月27日)	4,081	4,091	1.0342	1.0367
第6期特定期間末 (2012年8月27日)	6,412	6,427	1.0487	1.0512
第7期特定期間末 (2013年2月25日)	10,010	10,034	1.0343	1.0368
第8期特定期間末 (2013年8月26日)	9,636	9,661	0.9875	0.9900
第9期特定期間末 (2014年2月25日)	8,517	8,538	1.0066	1.0091
第10期特定期間末 (2014年8月25日)	6,859	6,876	1.0339	1.0364
第11期特定期間末 (2015年2月25日)	2,844	2,855	1.0434	1.0474
2014年3月末日	7,384		1.0130	
2014年4月末日	7,324		1.0202	
2014年5月末日	7,311		1.0335	
2014年6月末日	7,274		1.0308	
2014年7月末日	6,927		1.0287	
2014年8月末日	6,911		1.0404	
2014年9月末日	4,475		1.0276	
2014年10月末日	4,290		1.0304	
2014年11月末日	4,201		1.0315	
2014年12月末日	4,086		1.0269	
2015年1月末日	3,038		1.0507	
2015年2月末日	2,844		1.0432	
2015年3月31日	2,704		1.0373	

【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金(円)
----	--------------

第1期特定期間	0.0030
第2期特定期間	0.0100
第3期特定期間	0.0145
第4期特定期間	0.0150
第5期特定期間	0.0150
第6期特定期間	0.0150
第7期特定期間	0.0150
第8期特定期間	0.0150
第9期特定期間	0.0150
第10期特定期間	0.0150
第11期特定期間	0.0165

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期特定期間	0.6
第2期特定期間	5.5
第3期特定期間	2.8
第4期特定期間	3.1
第5期特定期間	4.2
第6期特定期間	2.9
第7期特定期間	0.1
第8期特定期間	3.1
第9期特定期間	3.5
第10期特定期間	4.2
第11期特定期間	2.5

(注)「収益率」とは特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	425,670,864	-
第2期特定期間	1,325,194,776	16,317,734
第3期特定期間	1,458,876,395	486,091,631
第4期特定期間	1,496,451,100	291,160,152
第5期特定期間	1,295,043,480	1,260,984,501
第6期特定期間	2,911,302,639	742,807,710
第7期特定期間	5,394,269,649	1,830,873,942
第8期特定期間	2,252,864,381	2,172,386,011
第9期特定期間	233,065,842	1,530,780,399
第10期特定期間	502,913,909	2,329,182,656
第11期特定期間	371,720,045	4,280,098,130

(注) 第1期特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

豪ドルコース<毎月分配型>

(1) 投資状況

(2015年3月31日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	479,637,444	99.33
親投資信託受益証券	日本	804,920	0.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,423,320	0.50
合計(純資産総額)	-	482,865,684	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2015年3月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託 受益証券	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド(AUD Class)	39,292	12,605	495,275,660	12,207	479,637,444	99.33
日本	親投資信託 受益証券	UBS短期円金利マザーファンド	801,794	1.0038	804,840	1.0039	804,920	0.17

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2015年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券(親投資信託受益証券含む)	99.50
合計	99.50

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

(3) 運用実績

純資産の推移

2015年3月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期特定期間末 (2010年2月25日)	632	635	0.9945	0.9990
第2期特定期間末 (2010年8月25日)	649	652	0.9670	0.9715
第3期特定期間末 (2011年2月25日)	702	707	1.0250	1.0320
第4期特定期間末 (2011年8月25日)	881	887	1.0143	1.0213
第5期特定期間末 (2012年2月27日)	966	972	1.1101	1.1171
第6期特定期間末 (2012年8月27日)	1,049	1,056	1.0605	1.0675
第7期特定期間末 (2013年2月25日)	917	922	1.2239	1.2309
第8期特定期間末 (2013年8月26日)	517	521	1.0814	1.0884
第9期特定期間末 (2014年2月25日)	433	435	1.1282	1.1352
第10期特定期間末 (2014年8月25日)	447	450	1.1931	1.2001
第11期特定期間末 (2015年2月25日)	501	507	1.1404	1.1524
2014年3月末日	438		1.1637	
2014年4月末日	433		1.1678	
2014年5月末日	435		1.1696	
2014年6月末日	434		1.1784	
2014年7月末日	438		1.1798	
2014年8月末日	431		1.2027	
2014年9月末日	424		1.1670	
2014年10月末日	431		1.1768	
2014年11月末日	437		1.2266	
2014年12月末日	412		1.1950	
2015年1月末日	393		1.1393	
2015年2月末日	497		1.1431	
2015年3月31日	482		1.1107	

分配の推移

期間	1口当たりの分配金（円）
----	--------------

第1期特定期間	0.0090
第2期特定期間	0.0270
第3期特定期間	0.0395
第4期特定期間	0.0420
第5期特定期間	0.0420
第6期特定期間	0.0420
第7期特定期間	0.0420
第8期特定期間	0.0420
第9期特定期間	0.0420
第10期特定期間	0.0420
第11期特定期間	0.0470

収益率の推移

期間	収益率(%)
第1期特定期間	0.4
第2期特定期間	0.1
第3期特定期間	10.1
第4期特定期間	3.1
第5期特定期間	13.6
第6期特定期間	0.7
第7期特定期間	19.4
第8期特定期間	8.2
第9期特定期間	8.2
第10期特定期間	9.5
第11期特定期間	0.5

(注)「収益率」とは特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	639,703,314	3,393,117
第2期特定期間	96,583,442	61,498,314
第3期特定期間	125,987,658	111,730,081
第4期特定期間	359,319,468	176,022,609
第5期特定期間	246,765,143	245,005,959
第6期特定期間	353,978,926	235,163,208
第7期特定期間	270,516,006	510,737,889
第8期特定期間	170,352,879	440,723,411
第9期特定期間	59,784,210	154,700,220
第10期特定期間	40,122,181	48,967,146
第11期特定期間	130,280,399	65,307,196

(注) 第1期特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞

(1) 投資状況

(2015年3月31日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	887,963,838	98.79
親投資信託受益証券	日本	2,322,181	0.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	8,592,629	0.96
合計(純資産総額)	-	898,878,648	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2015年3月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託 受益証券	グローバル・コンサバティブ・セク ター・コーポレート・ボンド・ファンド (BRL Class)	124,679	7,386	920,879,094	7,122	887,963,838	98.79
日本	親投資信託 受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	2,313,160	1.0038	2,321,950	1.0039	2,322,181	0.26

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2015年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券(親投資信託受益証券含む)	99.04
合計	99.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

(3) 運用実績

純資産の推移

2015年3月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期特定期間末 (2010年2月25日)	3,777	3,812	0.9718	0.9808
第2期特定期間末 (2010年8月25日)	4,445	4,486	0.9725	0.9815
第3期特定期間末 (2011年2月25日)	4,475	4,518	0.9561	0.9651
第4期特定期間末 (2011年8月25日)	4,027	4,065	0.9409	0.9499
第5期特定期間末 (2012年2月27日)	3,727	3,762	0.9570	0.9660
第6期特定期間末 (2012年8月27日)	2,925	2,958	0.7970	0.8060
第7期特定期間末 (2013年2月25日)	2,779	2,806	0.9387	0.9477
第8期特定期間末 (2013年8月26日)	1,846	1,868	0.7592	0.7682
第9期特定期間末 (2014年2月25日)	1,438	1,453	0.8251	0.8341
第10期特定期間末 (2014年8月25日)	1,191	1,203	0.8910	0.9000
第11期特定期間末 (2015年2月25日)	1,046	1,057	0.8366	0.8456
2014年3月末日	1,392		0.8613	
2014年4月末日	1,338		0.8753	
2014年5月末日	1,313		0.8898	
2014年6月末日	1,226		0.8958	
2014年7月末日	1,188		0.8891	
2014年8月末日	1,223		0.9084	
2014年9月末日	1,106		0.8668	
2014年10月末日	1,105		0.8841	
2014年11月末日	1,134		0.9182	
2014年12月末日	1,103		0.8773	
2015年1月末日	1,139		0.9128	
2015年2月末日	1,039		0.8271	
2015年3月31日	898		0.7368	

分配の推移

期間	1口当たりの分配金(円)
----	--------------

第1期特定期間	0.0180
第2期特定期間	0.0540
第3期特定期間	0.0540
第4期特定期間	0.0540
第5期特定期間	0.0540
第6期特定期間	0.0540
第7期特定期間	0.0540
第8期特定期間	0.0540
第9期特定期間	0.0540
第10期特定期間	0.0540
第11期特定期間	0.0540

収益率の推移

期間	収益率(%)
第1期特定期間	1.0
第2期特定期間	5.6
第3期特定期間	3.9
第4期特定期間	4.1
第5期特定期間	7.5
第6期特定期間	11.1
第7期特定期間	24.6
第8期特定期間	13.4
第9期特定期間	15.8
第10期特定期間	14.5
第11期特定期間	0.0

(注)「収益率」とは特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	3,889,713,613	2,680,889
第2期特定期間	863,264,795	179,146,026
第3期特定期間	744,954,141	634,856,091
第4期特定期間	519,220,480	920,514,181
第5期特定期間	299,841,921	684,611,427
第6期特定期間	472,795,286	697,841,782
第7期特定期間	335,226,313	1,043,874,187
第8期特定期間	280,613,481	809,915,641
第9期特定期間	104,675,804	793,757,157
第10期特定期間	41,158,205	446,785,331
第11期特定期間	146,101,536	233,173,424

(注) 第1期特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

南アフリカランドコース＜毎月分配型＞

(1) 投資状況

(2015年3月31日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	44,743,650	98.08
親投資信託受益証券	日本	200,479	0.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	674,033	1.48
合計(純資産総額)	-	45,618,162	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2015年3月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託 受益証券	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポ レート・ボンド・ファンド(ZAR Class)	4,955	9,288	46,022,040	9,030	44,743,650	98.08
日本	親投資信託 受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	199,701	1.0038	200,459	1.0039	200,479	0.44

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2015年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券(親投資信託受益証券含む)	98.52
合計	98.52

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

(3) 運用実績

純資産の推移

2015年3月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期特定期間末 (2010年2月25日)	167	169	0.9682	0.9757
第2期特定期間末 (2010年8月25日)	183	184	0.9937	1.0012
第3期特定期間末 (2011年2月25日)	248	251	0.9581	0.9661
第4期特定期間末 (2011年8月25日)	291	293	0.8852	0.8932
第5期特定期間末 (2012年2月27日)	295	298	0.9030	0.9110
第6期特定期間末 (2012年8月27日)	215	217	0.7990	0.8070
第7期特定期間末 (2013年2月25日)	188	190	0.8735	0.8815
第8期特定期間末 (2013年8月26日)	116	117	0.7535	0.7585
第9期特定期間末 (2014年2月25日)	68	68	0.7603	0.7653
第10期特定期間末 (2014年8月25日)	50	51	0.8174	0.8224
第11期特定期間末 (2015年2月25日)	47	47	0.8894	0.8944
2014年3月末日	69		0.7893	
2014年4月末日	64		0.7937	
2014年5月末日	59		0.8151	
2014年6月末日	56		0.7957	
2014年7月末日	50		0.8036	
2014年8月末日	51		0.8264	
2014年9月末日	44		0.8110	
2014年10月末日	45		0.8417	
2014年11月末日	48		0.9036	
2014年12月末日	46		0.8732	
2015年1月末日	47		0.8855	
2015年2月末日	47		0.8908	
2015年3月31日	45		0.8477	

分配の推移

期間	1口当たりの分配金（円）
----	--------------

第1期特定期間	0.0150
第2期特定期間	0.0450
第3期特定期間	0.0475
第4期特定期間	0.0480
第5期特定期間	0.0480
第6期特定期間	0.0480
第7期特定期間	0.0480
第8期特定期間	0.0450
第9期特定期間	0.0300
第10期特定期間	0.0300
第11期特定期間	0.0300

収益率の推移

期間	収益率(%)
第1期特定期間	1.7
第2期特定期間	7.3
第3期特定期間	1.2
第4期特定期間	2.6
第5期特定期間	7.4
第6期特定期間	6.2
第7期特定期間	15.3
第8期特定期間	8.6
第9期特定期間	4.9
第10期特定期間	11.5
第11期特定期間	12.5

(注)「収益率」とは特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	175,159,411	1,938,924
第2期特定期間	22,187,228	11,063,201
第3期特定期間	102,314,022	26,763,458
第4期特定期間	101,145,842	31,944,631
第5期特定期間	25,369,553	27,279,713
第6期特定期間	34,969,934	92,187,946
第7期特定期間	33,567,468	87,743,764
第8期特定期間	19,499,045	81,019,660
第9期特定期間	4,067,875	68,652,143
第10期特定期間	495,896	28,032,234
第11期特定期間	950,582	9,559,365

(注) 第1期特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

マネープール

(1) 投資状況

(2015年3月31日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,089,733	90.75
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	314,885	9.25
合計(純資産総額)	-	3,404,618	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2015年3月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	U B S 短期円金利 マザーファンド	3,077,730	1.0038	3,089,425	1.0039	3,089,733	90.75

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2015年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	90.75
合計	90.75

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

(3) 運用実績

純資産の推移

2015年3月31日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2010年2月25日)	0.1	0.1	1.0002	1.0002
第2期計算期間末 (2010年8月25日)	0.1	0.1	1.0005	1.0005
第3期計算期間末 (2011年2月25日)	0.1	0.1	1.0008	1.0008
第4期計算期間末 (2011年8月25日)	4	4	1.0010	1.0010
第5期計算期間末 (2012年2月27日)	11	11	1.0014	1.0014
第6期計算期間末 (2012年8月27日)	4	4	1.0017	1.0017
第7期計算期間末 (2013年2月25日)	0.1	0.1	1.0028	1.0028
第8期計算期間末 (2013年8月26日)	3	3	1.0031	1.0031
第9期計算期間末 (2014年2月25日)	3	3	1.0033	1.0033
第10期計算期間末 (2014年8月25日)	3	3	1.0034	1.0034
第11期計算期間末 (2015年2月25日)	3	3	1.0035	1.0035
2014年3月末日	3		1.0033	
2014年4月末日	3		1.0033	
2014年5月末日	3		1.0034	
2014年6月末日	3		1.0034	
2014年7月末日	3		1.0034	
2014年8月末日	3		1.0034	
2014年9月末日	3		1.0034	
2014年10月末日	3		1.0035	
2014年11月末日	3		1.0035	
2014年12月末日	3		1.0035	
2015年1月末日	3		1.0035	
2015年2月末日	3		1.0035	
2015年3月31日	3		1.0036	

分配の推移

期間	1口当たりの分配金（円）
----	--------------

第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000
第4期計算期間	0.0000
第5期計算期間	0.0000
第6期計算期間	0.0000
第7期計算期間	0.0000
第8期計算期間	0.0000
第9期計算期間	0.0000
第10期計算期間	0.0000
第11期計算期間	0.0000

収益率の推移

期間	収益率(%)
第1期計算期間	0.0
第2期計算期間	0.0
第3期計算期間	0.0
第4期計算期間	0.0
第5期計算期間	0.0
第6期計算期間	0.0
第7期計算期間	0.1
第8期計算期間	0.0
第9期計算期間	0.0
第10期計算期間	0.0
第11期計算期間	0.0

(注)「収益率」とは計算期間末の基準価額（当該計算期間中の分配金累計額を加算した額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

(4) 設定及び解約の実績

期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	100,000	-
第2期計算期間	-	-
第3期計算期間	-	-
第4期計算期間	4,809,574	-
第5期計算期間	6,795,701	-
第6期計算期間	-	6,795,701
第7期計算期間	-	4,809,574
第8期計算期間	3,292,323	-
第9期計算期間	-	-
第10期計算期間	-	-
第11期計算期間	-	-

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考) 親投資信託 UBS短期円金利マザーファンド

(1) 投資状況

(2015年3月31日現在)

資産の種類	国または地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	9,999,870	65.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	5,230,111	34.34
合計(純資産総額)	-	15,229,981	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2015年3月31日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第521回国庫短期証券	10,000,000	99.99	9,999,250	99.99	9,999,870		2015/6/29	65.66

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2015年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	65.66
合計	65.66

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

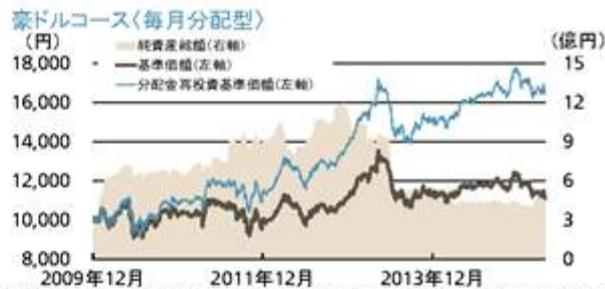
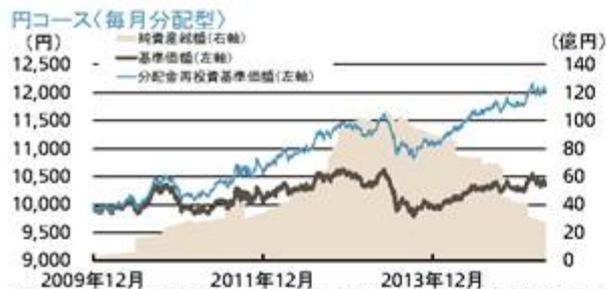
投資不動産物件

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2015年3月31日現在)

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移 (2015年3月31日現在)

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

円コース〈毎月分配型〉

2014年11月	25円
2014年12月	25円
2015年 1月	25円
2015年 2月	40円
2015年 3月	40円
直近1年間累計	330円
設定来累計	1,530円

豪ドルコース〈毎月分配型〉

2014年11月	70円
2014年12月	70円
2015年 1月	70円
2015年 2月	120円
2015年 3月	120円
直近1年間累計	940円
設定来累計	4,285円

主要な資産の状況 (2015年3月31日現在)

円コース〈毎月分配型〉

資産別比率

銘柄名	投資比率
グローバル・コンサパティブ・セクター・コーポレート・ ボンド・ファンド(JPY Class)	99.04%
UBS短期円金利マザーファンド	0.33%
その他の資産	0.64%
合計	100.00%

豪ドルコース〈毎月分配型〉

資産別比率

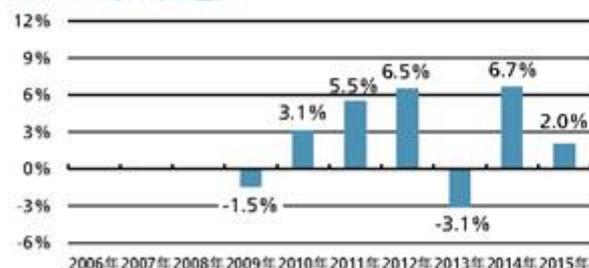
銘柄名	投資比率
グローバル・コンサパティブ・セクター・コーポレート・ ボンド・ファンド(AUD Class)	99.33%
UBS短期円金利マザーファンド	0.17%
その他の資産	0.50%
合計	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

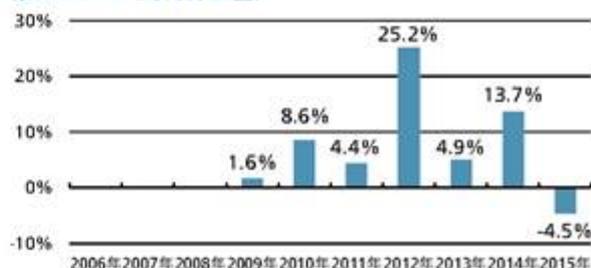
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記の「外国投資信託 グローバル・コンサパティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンドの運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移 (2015年3月31日現在)

円コース〈毎月分配型〉



豪ドルコース〈毎月分配型〉



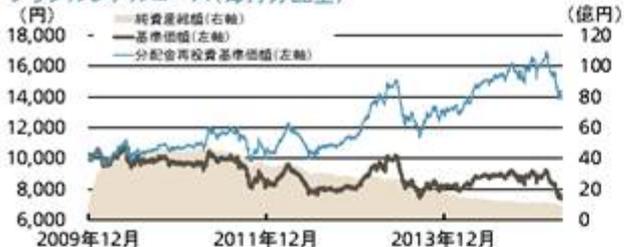
※2009年については、当初設定日(2009年12月1日)から年末までの騰落率、2015年は年初から3月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

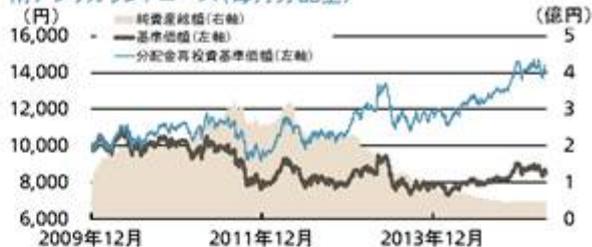
※ファンドには、ベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移(2015年3月31日現在)

ブラジルリアルコース〈毎月分配型〉



南アフリカランドコース〈毎月分配型〉



※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

ブラジルリアルコース〈毎月分配型〉

2014年11月	90円
2014年12月	90円
2015年1月	90円
2015年2月	90円
2015年3月	90円
直近1年間累計	1,080円
設定来累計	5,670円

南アフリカランドコース〈毎月分配型〉

2014年11月	50円
2014年12月	50円
2015年1月	50円
2015年2月	50円
2015年3月	50円
直近1年間累計	600円
設定来累計	4,395円

主要な資産の状況(2015年3月31日現在)

ブラジルリアルコース〈毎月分配型〉

資産別比率

銘柄名	投資比率
グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ ボンド・ファンド(BRL Class)	98.79%
UBS短期円金利マザーファンド	0.26%
その他の資産	0.96%
合計	100.00%

南アフリカランドコース〈毎月分配型〉

資産別比率

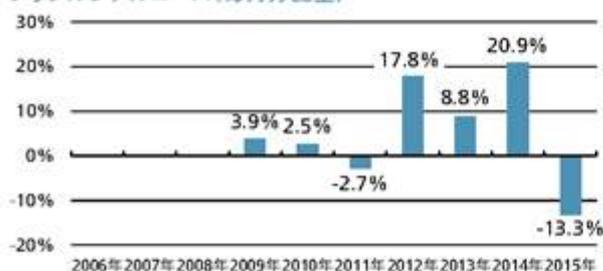
銘柄名	投資比率
グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ ボンド・ファンド(ZAR Class)	98.08%
UBS短期円金利マザーファンド	0.44%
その他の資産	1.48%
合計	100.00%

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合。

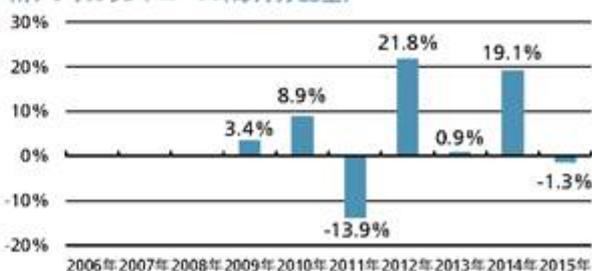
※ファンドの実質的な「主要な資産の状況」については、後記の「外国投資信託 グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンドの運用状況」をご覧ください。

年間収益率の推移(2015年3月31日現在)

ブラジルリアルコース〈毎月分配型〉



南アフリカランドコース〈毎月分配型〉



※2009年については、当初設定日(2009年12月1日)から年末までの騰落率、2015年は年初から3月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

外国投資信託 グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンドの運用状況

組入れ上位10銘柄 (2015年3月31日現在)

銘柄名	償還日	国	業種	格付	構成比
1 NBCユニバーサル・メディア	2021年 4月 1日	米国	通信	A-	1.8%
2 AT&T	2040年 9月 1日	米国	通信	BBB+	1.8%
3 テレフォニカ・エミシオネス SAU	2021年 3月26日	スペイン	通信	BBB	1.8%
4 ベライゾン・コミュニケーションズ	2041年11月 1日	米国	通信	BBB+	1.8%
5 ドイツ・テレコム	2022年 4月 8日	ドイツ	通信	BBB+	1.3%
6 ベライゾン・コミュニケーションズ	2023年 9月15日	米国	通信	BBB+	1.3%
7 ベライゾン・コミュニケーションズ	2033年 9月15日	米国	通信	BBB+	1.3%
8 ディレクTV・ホールディングス	2021年 3月 1日	米国	通信	BBB	1.2%
9 21世紀フォックス	2034年12月15日	米国	通信	BBB+	1.2%
10 アメリカ・モビル	2022年 7月16日	メキシコ	通信	A	1.2%

格付別構成比率

(2015年3月31日現在)

格付	構成比
AAA	2.4%
AA	5.6%
A	25.5%
BBB	64.4%
BB	0.8%
キャッシュ等	1.3%
合計	100.0%

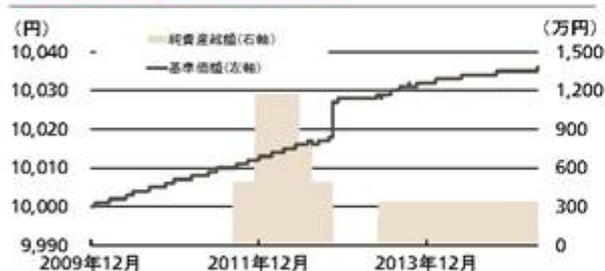
※各構成比は、当該外国投資信託の評価額合計(キャッシュ、先物等含む)に占める割合です。なお、各比率の合計は端数処理の関係上100%とならない場合があります。

※業種は、当ファンドの運用方針に基づき当社が独自に分類したものです。

※格付はS&P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスの3社の格付機関による格付のうち2社以上で合致した評価を採用しています。2社以上で合致した評価がなく、3社で評価が異なる場合はそれらの中間の評価を採用しています。ただし、取得できる格付が2社のみの場合は、低い格付を採用しています。

マネープール

基準価額・純資産の推移 (2015年3月31日現在)



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2013年 2月	0円
2013年 8月	0円
2014年 2月	0円
2014年 8月	0円
2015年 2月	0円
設定来累計	0円

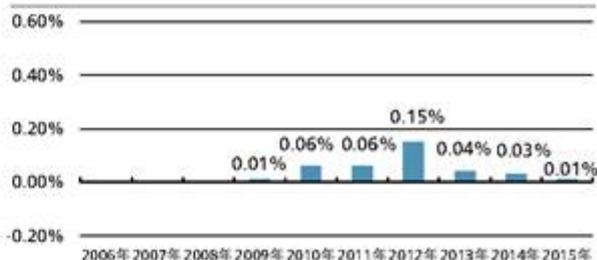
主要な資産の状況 (2015年3月31日現在)

国	銘柄名	利率	償還日	投資比率
日本	第521回国庫短期証券	—	2015/6/29	65.66%

※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを90.75%組入れております。

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移 (2015年3月31日現在)



※2009年については、当初設定日(2009年12月1日)から年末までの騰落率、2015年は年初から3月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと見なして算出。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（申込期間）

- ・平成27年5月23日から平成27年11月24日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

マネープールはスイッチング以外によるお買付は行えません。また、申込の取扱いを行うファンドは、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（買付申込の受付）

- ・原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

- ・販売会社の定める単位とします。

収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

申込単位の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（買付価額）

- ・買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初元本1口＝1円）

（買付代金のお支払い）

- ・買付申込受付日から起算して7営業日目までにお申込の販売会社にお支払いください。

販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

（申込受付の中止等）

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは買付申込の受付を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消すことがあります。
- ・投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付申込の受付を制限する場合があります。

（申込不可日）

- ・お申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、買付のお申込は受けません。

海外市場の休業日：

ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日をいいます。

2【換金（解約）手続等】

（換金の受付）

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに換金申請が行われ、かつ換金申請にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

（換金単位）

- ・ 販売会社が定める単位とします。

換金単位の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

（換金価額）

各ファンド（「マネープール」を除く）	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
「マネープール」	換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（信託財産留保額）

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
「マネープール」には信託財産留保額はありません。

（換金代金の支払い）

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

換金申込受付日の翌営業日の基準価額を基に換金価額が決まります。（「マネープール」を除き、信託財産留保額が差し引かれます。）

換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社を通じて代金が支払われます。



（換金申込受付の中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは換金のお申込の受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込を取消することがあります。
- ・ 前記の換金のお申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金のお申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申込を受けたものとして計算された価額とします。

（換金申込不可日）

- ・ お申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、換金申込は受けません。（「マネープール」を除く）

海外市場の休業日の詳細については、前記「1 申込（販売）手続等（申込不可日）」をご覧ください。

換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口

数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、換金請求をするときは、販売会社に対して振替受益権をもって行うものとします。

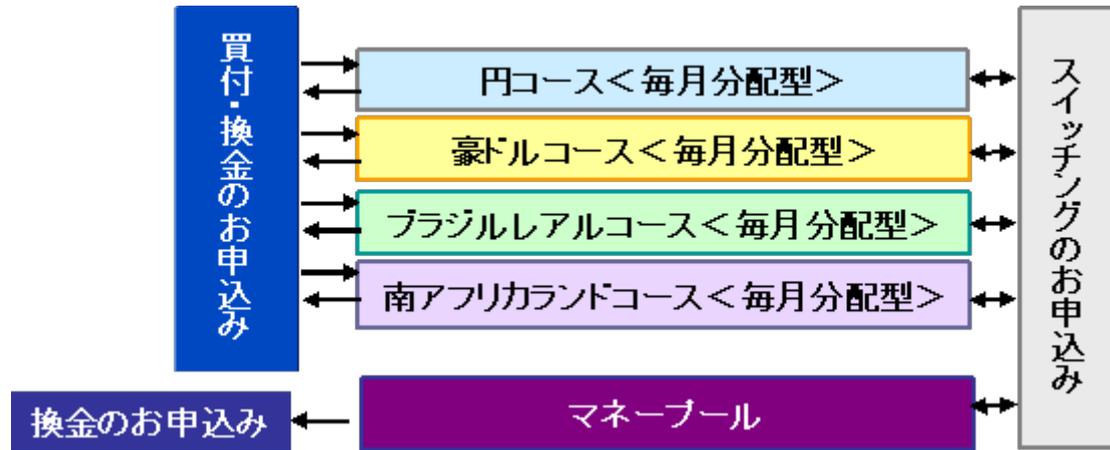
スイッチングの手続

(UBS公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)のスイッチング)

当ファンドは、各ファンドの間でスイッチング(乗換え)が活用できる仕組みとなっております。ただし、スイッチングの対象ファンドおよびスイッチングの方法は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、マネープールは、各ファンドからのスイッチング以外によるお買付は行えません。

（UBS 公共公益債券のファンド間のスイッチング・イメージ）



（スイッチング手数料）

- ・ スwitching手数料：買付価額に、1.62%（税抜1.50%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
マネープールへのスイッチングには手数料はかかりません。

（その他）

- ・ 申込受付の中止、申込不可日は、前記「1 申込（販売）手続等」および「2 換金（解約）手続等」の場合と同様です。

スイッチングの際には、換金時同様に費用、税金および信託財産留保額（「マネープール」を除く）がかかります。詳しくは前記「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

[照会先]

委託会社のホームページ

<http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号

03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(基準価額の算定)

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜的に1万口当たりの価額で表示される場合があります。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(基準価額の算出頻度と公表)

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として平成31年8月26日までとします。

ただし、後記「(5)その他[信託の終了]」による場合はこの限りではありません。

なお、受益者に有利と認めるときは信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

[各ファンド（「マネープール」を除く）]

原則として、毎月26日から翌月25日までとします。

[マネープール]

原則として、毎年2月26日から8月25日まで、8月26日から翌年2月25日までとします。

(5)【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

a . 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により各ファンドの純資産総額が30億円（「マネープール」は100万円）を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、前記 a . の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

c . 前記 b . の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d . 前記 c . の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 前記 b . から d . までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、b . から d . までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- ・ 委託会社が監督官庁より登録取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

- a . 委託会社は、各ファンドにつき、毎年2月および8月に終了する計算期間の末日ならびに償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち重要なものを記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。
- b . 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を電磁的方法により提供します。
- c . 前記b . の規定にかかわらず、委託会社は、受益者からの請求があった場合には、運用報告書（全体版）を書面により提供します。

[信託約款の変更]

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、前記 a . の事項（前記 a . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽

微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 前記 b. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記 b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記 a. から e. にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」において、分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において行うものとします。

受託会社は一部解約金について、解約請求の受付日から起算して原則として7営業日目からお支払いいたします。

受託会社は前記に規定する支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成26年8月26日から平成27年2月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,536,692	37,662,043
投資信託受益証券	6,813,103,705	2,817,772,391
親投資信託受益証券	8,811,545	8,812,423
未収入金	21,702,346	28,791,866
未収利息	34	10
流動資産合計	6,906,154,322	2,893,038,733
資産合計	6,906,154,322	2,893,038,733
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,587,670	10,906,760
未払解約金	24,058,514	34,762,632
未払受託者報酬	254,114	105,676
未払委託者報酬	5,336,368	2,219,169
その他未払費用	101,230	70,809
流動負債合計	46,337,896	48,065,046
負債合計	46,337,896	48,065,046
純資産の部		
元本等		
元本	6,635,068,299	2,726,690,214
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	224,748,127	118,283,473
（分配準備積立金）	79,617,133	26,050,327
元本等合計	6,859,816,426	2,844,973,687
純資産合計	6,859,816,426	2,844,973,687
負債純資産合計	6,906,154,322	2,893,038,733

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成26年 至 平成26年	2月26日 8月25日	自 平成26年 至 平成27年	8月26日 2月25日
営業収益				
受取配当金		110,534,625		57,831,238
受取利息		11,170		8,088
有価証券売買等損益		224,345,406		33,108,821
その他収益		83,069		-
営業収益合計		334,974,270		90,948,147
営業費用				
受託者報酬		1,549,392		967,646
委託者報酬		32,537,120		20,320,470
その他費用		630,829		519,553
営業費用合計		34,717,341		21,807,669
営業利益又は営業損失（ ）		300,256,929		69,140,478
経常利益又は経常損失（ ）		300,256,929		69,140,478
当期純利益又は当期純損失（ ）		300,256,929		69,140,478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		9,653,918		22,495,548
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		55,766,043		224,748,127
剰余金増加額又は欠損金減少額		13,985,208		14,986,039
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		13,985,208		14,986,039
剰余金減少額又は欠損金増加額		30,552,198		102,889,701
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		30,552,198		102,889,701
分配金		105,053,937		65,205,922
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		224,748,127		118,283,473

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 投資信託受益証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(2) 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	6,635,068,299口	2,726,690,214口
2. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0339円 (10,339円)	1.0434円 (10,434円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	当期 自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
分配金の計算過程 (平成26年2月26日から平成26年3月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(15,941,952円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(533,033,545円)、および分配準備積立金(101,544,816円)より分配対象収益は650,520,313円(1万口当たり888円)であり、うち18,304,670円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 (平成26年8月26日から平成26年9月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(8,312,859円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(476,612,360円)、および分配準備積立金(77,636,117円)より分配対象収益は562,561,336円(1万口当たり871円)であり、うち16,135,867円(1万口当たり25円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年3月26日から平成26年4月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(16,373,567円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(523,091,470円)、および分配準備積立金(96,932,909円)より分配対象収益は636,397,946円(1万口当たり886円)であり、うち17,938,018円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年4月26日から平成26年5月26日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(17,281,027円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(516,008,860円)、および分配準備積立金(93,475,809円)より分配対象収益は626,765,696円(1万口当たり886円)であり、うち17,667,112円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年5月27日から平成26年6月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(13,316,317円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(519,085,590円)、および分配準備積立金(91,698,078円)より分配対象収益は624,099,985円(1万口当たり881円)であり、うち17,706,015円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年6月26日から平成26年7月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(16,808,095円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(496,972,857円)、および分配準備積立金(81,896,364円)より分配対象収益は595,677,316円(1万口当たり883円)であり、うち16,850,452円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年9月26日から平成26年10月27日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(13,887,903円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(316,632,715円)、および分配準備積立金(51,250,048円)より分配対象収益は381,770,666円(1万口当たり890円)であり、うち10,715,536円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年10月28日から平成26年11月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(7,039,200円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(301,054,031円)、および分配準備積立金(52,151,353円)より分配対象収益は360,244,584円(1万口当たり884円)であり、うち10,180,473円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年11月26日から平成26年12月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(3,242,443円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(295,776,135円)、および分配準備積立金(47,935,478円)より分配対象収益は346,954,056円(1万口当たり868円)であり、うち9,987,195円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年12月26日から平成27年1月26日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(6,379,707円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(9,014,919円)、信託約款に規定される収益調整金(218,240,775円)、および分配準備積立金(29,251,561円)より分配対象収益は262,886,962円(1万口当たり902円)であり、うち7,280,091円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

<p>(平成26年7月26日から平成26年8月25日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(15,615,506円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(489,497,615円)、および分配準備積立金(80,589,297円)より分配対象収益は585,702,418円(1万口当たり882円)であり、うち16,587,670円(1万口当たり25円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>(平成27年1月27日から平成27年2月25日までの計算期間)</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,915,390円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(204,972,691円)、および分配準備積立金(35,041,697円)より分配対象収益は241,929,778円(1万口当たり887円)であり、うち10,906,760円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>
--	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	当期 自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。そして当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
---------------------------------------	--	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	34,975,530	792,771
親投資信託受益証券	0	0
合計	34,975,530	792,771

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成26年 8月25日現在）

該当事項はありません。

当期（平成27年 2月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日）

該当事項はありません。

当期（自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	当期 自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
	元本の推移	
期首元本額	8,461,337,046円	6,635,068,299円
期中追加設定元本額	502,913,909円	371,720,045円
期中一部解約元本額	2,329,182,656円	4,280,098,130円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (JPY Class)	264,257	2,817,772,391	
	小計			2,817,772,391	
投資信託受益証券合計				2,817,772,391	
親投資信託受益証券	日本円	UBS短期円金利マザーファンド	8,779,063	8,812,423	
	小計			8,812,423	
親投資信託受益証券合計				8,812,423	
合計				2,826,584,814	

(注)投資信託受益証券および親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しておりません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (JPY Class)」(以下「同ファンド」といいます。)ならびに国内投資信託「UBS短期円金利マザーファンド」(以下「同マザーファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は同マザーファンドの受益証券です。同ファンドならびに同マザーファンドの状況は、後述の「UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>」の参考情報に記載しております。

【 U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ) 豪ドルコース<毎月分配型> 】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成26年8月26日から平成27年2月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,555,537	18,259,527
投資信託受益証券	440,776,250	491,253,984
親投資信託受益証券	804,760	804,840
未収利息	5	5
流動資産合計	452,136,552	510,318,356
資産合計	452,136,552	510,318,356
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,626,198	5,281,733
未払解約金	1,523,398	2,761,553
未払受託者報酬	16,142	15,042
未払委託者報酬	339,033	315,878
その他未払費用	6,479	9,930
流動負債合計	4,511,250	8,384,136
負債合計	4,511,250	8,384,136
純資産の部		
元本等		
元本	375,171,273	440,144,476
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	72,454,029	61,789,744
（分配準備積立金）	48,447,082	38,045,986
元本等合計	447,625,302	501,934,220
純資産合計	447,625,302	501,934,220
負債純資産合計	452,136,552	510,318,356

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自	平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自	平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
営業収益				
受取配当金		10,836,485		9,832,306
受取利息		754		467
有価証券売買等損益		31,222,596		7,923,368
その他収益		90,758		-
営業収益合計		42,150,593		1,909,405
営業費用				
受託者報酬		92,564		92,582
委託者報酬		1,943,845		1,944,199
その他費用		36,715		52,857
営業費用合計		2,073,124		2,089,638
営業利益又は営業損失（ ）		40,077,469		180,233
経常利益又は経常損失（ ）		40,077,469		180,233
当期純利益又は当期純損失（ ）		40,077,469		180,233
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		380,040		302,439
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		49,216,123		72,454,029
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,246,809		19,993,386
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,246,809		19,993,386
剰余金減少額又は欠損金増加額		7,005,596		12,471,202
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		7,005,596		12,471,202
分配金		15,700,736		17,703,797
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		72,454,029		61,789,744

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 投資信託受益証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(2) 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	375,171,273口	440,144,476口
2. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1931円 (11,931円)	1.1404円 (11,404円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前期</p> <p style="text-align: center;">自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日</p>	<p style="text-align: center;">当期</p> <p style="text-align: center;">自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日</p>
<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成26年2月26日から平成26年3月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,518,154円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(70,500,559円)、および分配準備積立金(57,999,056円)より分配対象収益は130,017,769円(1万口当たり3,409円)であり、うち2,669,283円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年3月26日から平成26年4月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,765,656円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(68,743,622円)、および分配準備積立金(55,314,092円)より分配対象収益は125,823,370円(1万口当たり3,388円)であり、うち2,599,630円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年4月26日から平成26年5月26日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,510,131円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(69,629,154円)、および分配準備積立金(53,966,969円)より分配対象収益は125,106,254円(1万口当たり3,359円)であり、うち2,607,138円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年5月27日から平成26年6月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,696,235円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(70,072,044円)、および分配準備積立金(52,122,445円)より分配対象収益は123,890,724円(1万口当たり3,335円)であり、うち2,600,278円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成26年8月26日から平成26年9月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,225,826円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(71,891,582円)、および分配準備積立金(45,372,190円)より分配対象収益は118,489,598円(1万口当たり3,259円)であり、うち2,544,412円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年9月26日から平成26年10月27日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,608,783円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(72,883,342円)、および分配準備積立金(43,552,502円)より分配対象収益は118,044,627円(1万口当たり3,234円)であり、うち2,554,801円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年10月28日から平成26年11月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,723,122円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(7,275,384円)、信託約款に規定される収益調整金(71,614,864円)、および分配準備積立金(41,266,910円)より分配対象収益は121,880,280円(1万口当たり3,417円)であり、うち2,496,302円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年11月26日から平成26年12月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,118,697円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(69,358,202円)、および分配準備積立金(46,050,152円)より分配対象収益は116,527,051円(1万口当たり3,381円)であり、うち2,412,188円(1万口当たり70円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(平成26年6月26日から平成26年7月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,856,083円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(70,771,192円)、および分配準備積立金(50,454,654円)より分配対象収益は123,081,929円(1万口当たり3,316円)であり、うち2,598,209円(1万口当たり70円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年7月26日から平成26年8月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,778,451円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(72,497,972円)、および分配準備積立金(49,294,829円)より分配対象収益は123,571,252円(1万口当たり3,293円)であり、うち2,626,198円(1万口当たり70円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年12月26日から平成27年1月26日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,294,266円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(70,552,874円)、および分配準備積立金(43,724,944円)より分配対象収益は115,572,084円(1万口当たり3,350円)であり、うち2,414,361円(1万口当たり70円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成27年1月27日から平成27年2月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(1,057,571円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(102,271,325円)、および分配準備積立金(42,270,148円)より分配対象収益は145,599,044円(1万口当たり3,307円)であり、うち5,281,733円(1万口当たり120円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。そして当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	---	----

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
---------------------------------------	--	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	5,948,954	853,130
親投資信託受益証券	0	0
合計	5,948,954	853,130

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成26年 8月25日現在）

該当事項はありません。

当期（平成27年 2月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日）

該当事項はありません。

当期（自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	当期 自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
	元本の推移	
期首元本額	384,016,238円	375,171,273円
期中追加設定元本額	40,122,181円	130,280,399円
期中一部解約元本額	48,967,146円	65,307,196円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (AUD Class)	39,528	491,253,984	
	小計			491,253,984	
投資信託受益証券合計				491,253,984	
親投資信託受益証券	日本円	UBS短期円金利マザーファンド	801,794	804,840	
	小計			804,840	
親投資信託受益証券合計				804,840	
合計				492,058,824	

(注)投資信託受益証券および親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しておりません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (AUD Class)」(以下「同ファンド」といいます。)ならびに国内投資信託「UBS短期円金利マザーファンド」(以下「同マザーファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は同マザーファンドの受益証券です。同ファンドならびに同マザーファンドの状況は、後述の「UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>」の参考情報に記載しております。

【 U B S グローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ) ブラジルリアルコース<毎月分配型> 】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成26年8月26日から平成27年2月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,464,544	29,332,132
投資信託受益証券	1,172,979,885	1,027,951,670
親投資信託受益証券	2,321,718	2,321,950
未収利息	16	8
流動資産合計	1,204,766,163	1,059,605,760
資産合計	1,204,766,163	1,059,605,760
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,037,331	11,253,684
未払解約金	1,583	1,413,595
未払受託者報酬	43,470	38,302
未払委託者報酬	912,844	804,391
その他未払費用	17,938	25,828
流動負債合計	13,013,166	13,535,800
負債合計	13,013,166	13,535,800
純資産の部		
元本等		
元本	1,337,481,327	1,250,409,439
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	145,728,330	204,339,479
（分配準備積立金）	47,600,153	45,820,471
元本等合計	1,191,752,997	1,046,069,960
純資産合計	1,191,752,997	1,046,069,960
負債純資産合計	1,204,766,163	1,059,605,760

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成26年 至 平成26年	2月26日 8月25日	自 平成26年 至 平成27年	8月26日 2月25日
営業収益				
受取配当金		90,467,802		78,505,636
受取利息		1,792		1,269
有価証券売買等損益		97,345,089		72,942,742
その他収益		699,785		-
営業収益合計		188,514,468		5,564,163
営業費用				
受託者報酬		275,953		242,601
委託者報酬		5,794,848		5,094,514
その他費用		112,353		141,038
営業費用合計		6,183,154		5,478,153
営業利益又は営業損失（ ）		182,331,314		86,010
経常利益又は経常損失（ ）		182,331,314		86,010
当期純利益又は当期純損失（ ）		182,331,314		86,010
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		4,735,997		1,212,394
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		304,839,765		145,728,330
剰余金増加額又は欠損金減少額		64,808,562		27,574,443
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		64,808,562		27,574,443
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,894,645		17,332,993
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,894,645		17,332,993
分配金		78,397,799		67,726,215
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		145,728,330		204,339,479

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 投資信託受益証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(2) 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	1,337,481,327口	1,250,409,439口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は145,728,330円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は204,339,479円です。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8910円 (8,910円)	0.8366円 (8,366円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前期</p> <p style="text-align: center;">自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日</p>	<p style="text-align: center;">当期</p> <p style="text-align: center;">自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日</p>
<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成26年2月26日から平成26年3月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(13,897,762円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(76,601,078円)、および分配準備積立金(49,639,191円)より分配対象収益は140,138,031円(1万口当たり862円)であり、うち14,630,229円(1万口当たり90円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年3月26日から平成26年4月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(16,157,881円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(72,404,990円)、および分配準備積立金(46,149,144円)より分配対象収益は134,712,015円(1万口当たり878円)であり、うち13,808,118円(1万口当たり90円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年4月26日から平成26年5月26日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(14,839,770円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(70,380,442円)、および分配準備積立金(46,580,316円)より分配対象収益は131,800,528円(1万口当たり889円)であり、うち13,335,438円(1万口当たり90円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年5月27日から平成26年6月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(12,978,543円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(65,611,937円)、および分配準備積立金(44,756,880円)より分配対象収益は123,347,360円(1万口当たり895円)であり、うち12,395,408円(1万口当たり90円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成26年8月26日から平成26年9月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(11,483,354円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(62,441,819円)、および分配準備積立金(44,722,129円)より分配対象収益は118,647,302円(1万口当たり928円)であり、うち11,501,981円(1万口当たり90円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年9月26日から平成26年10月27日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(13,172,147円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(61,951,454円)、および分配準備積立金(43,953,988円)より分配対象収益は119,077,589円(1万口当たり943円)であり、うち11,361,941円(1万口当たり90円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年10月28日から平成26年11月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(12,551,140円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(61,731,733円)、および分配準備積立金(43,786,332円)より分配対象収益は118,069,205円(1万口当たり956円)であり、うち11,105,588円(1万口当たり90円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年11月26日から平成26年12月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(11,823,131円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,964,378円)、および分配準備積立金(43,950,752円)より分配対象収益は120,738,261円(1万口当たり963円)であり、うち11,275,359円(1万口当たり90円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(平成26年6月26日から平成26年7月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(15,021,324円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,586,347円)、および分配準備積立金(44,602,116円)より分配対象収益は124,209,787円(1万口当たり916円)であり、うち12,191,275円(1万口当たり90円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年7月26日から平成26年8月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(13,264,446円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(64,314,481円)、および分配準備積立金(46,373,038円)より分配対象収益は123,951,965円(1万口当たり926円)であり、うち12,037,331円(1万口当たり90円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年12月26日から平成27年1月26日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(13,471,820円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(65,094,343円)、および分配準備積立金(43,954,232円)より分配対象収益は122,520,395円(1万口当たり982円)であり、うち11,227,662円(1万口当たり90円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成27年1月27日から平成27年2月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(11,307,607円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(65,829,309円)、および分配準備積立金(45,766,548円)より分配対象収益は122,903,464円(1万口当たり982円)であり、うち11,253,684円(1万口当たり90円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前期		当期	
	自	平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自	平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。そして当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。		同左	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
---------------------------------------	--	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	540,980	92,064,850
親投資信託受益証券	0	0
合計	540,980	92,064,850

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成26年 8月25日現在）

該当事項はありません。

当期（平成27年 2月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日）

該当事項はありません。

当期（自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	当期 自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
	元本の推移	
期首元本額	1,743,108,453円	1,337,481,327円
期中追加設定元本額	41,158,205円	146,101,536円
期中一部解約元本額	446,785,331円	233,173,424円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (BRL Class)	126,986	1,027,951,670	
	小計			1,027,951,670	
投資信託受益証券合計				1,027,951,670	
親投資信託受益証券	日本円	UBS短期円金利マザーファンド	2,313,160	2,321,950	
	小計			2,321,950	
親投資信託受益証券合計				2,321,950	
合計				1,030,273,620	

(注)投資信託受益証券および親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しておりません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (BRL Class)」(以下「同ファンド」といいます。)ならびに国内投資信託「UBS短期円金利マザーファンド」(以下「同マザーファンド」といいます。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は同マザーファンドの受益証券です。同ファンドならびに同マザーファンドの状況は、後述の「UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>」の参考情報に記載しております。

【UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース<毎月分配型>】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成26年8月26日から平成27年2月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	741,627	1,190,515
投資信託受益証券	50,255,224	46,541,890
親投資信託受益証券	200,439	200,459
流動資産合計	51,197,290	47,932,864
資産合計	51,197,290	47,932,864
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	310,753	267,709
未払解約金	40,630	9,675
未払受託者報酬	1,865	1,672
未払委託者報酬	39,164	35,189
その他未払費用	780	1,121
流動負債合計	393,192	315,366
負債合計	393,192	315,366
純資産の部		
元本等		
元本	62,150,600	53,541,817
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,346,502	5,924,319
（分配準備積立金）	571,304	770,709
元本等合計	50,804,098	47,617,498
純資産合計	50,804,098	47,617,498
負債純資産合計	51,197,290	47,932,864

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自 平成26年 至 平成26年	2月26日 8月25日	自 平成26年 至 平成27年	8月26日 2月25日
営業収益				
受取配当金		2,743,826		2,050,451
受取利息		33		11
有価証券売買等損益		4,354,135		3,680,856
その他収益		25,430		-
営業収益合計		7,123,424		5,731,318
営業費用				
受託者報酬		12,927		10,205
委託者報酬		271,434		214,388
その他費用		5,328		5,929
営業費用合計		289,689		230,522
営業利益又は営業損失()		6,833,735		5,500,796
経常利益又は経常損失()		6,833,735		5,500,796
当期純利益又は当期純損失()		6,833,735		5,500,796
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		231,030		25,960
期首剰余金又は期首欠損金()		21,496,884		11,346,502
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,883,979		1,708,614
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,883,979		1,708,614
剰余金減少額又は欠損金増加額		104,917		144,623
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		104,917		144,623
分配金		2,231,385		1,616,644
期末剰余金又は期末欠損金()		11,346,502		5,924,319

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 投資信託受益証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(2) 親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
1. 特定期間末日における受益権の総数	62,150,600口	53,541,817口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,346,502円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,924,319円です。
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8174円 (8,174円)	0.8894円 (8,894円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前期</p> <p style="text-align: center;">自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日</p>	<p style="text-align: center;">当期</p> <p style="text-align: center;">自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日</p>
<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成26年2月26日から平成26年3月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(433,385円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(44,857円)、および分配準備積立金(313,645円)より分配対象収益は791,887円(1万口当たり90円)であり、うち437,630円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年3月26日から平成26年4月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(506,674円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(43,074円)、および分配準備積立金(295,044円)より分配対象収益は844,792円(1万口当たり101円)であり、うち416,658円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年4月26日から平成26年5月26日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(454,959円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(38,440円)、および分配準備積立金(347,871円)より分配対象収益は841,270円(1万口当たり114円)であり、うち368,592円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年5月27日から平成26年6月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(371,236円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(37,895円)、および分配準備積立金(425,766円)より分配対象収益は834,897円(1万口当たり116円)であり、うち357,726円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成26年8月26日から平成26年9月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(281,243円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(32,527円)、および分配準備積立金(512,479円)より分配対象収益は826,249円(1万口当たり150円)であり、うち273,813円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年9月26日から平成26年10月27日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(374,758円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,121円)、および分配準備積立金(518,035円)より分配対象収益は925,914円(1万口当たり169円)であり、うち272,867円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年10月28日から平成26年11月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(344,265円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,063円)、および分配準備積立金(608,232円)より分配対象収益は985,560円(1万口当たり184円)であり、うち267,652円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>(平成26年11月26日から平成26年12月25日までの計算期間) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(281,567円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(37,173円)、および分配準備積立金(680,484円)より分配対象収益は999,224円(1万口当たり187円)であり、うち267,001円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(平成26年6月26日から平成26年7月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(449,021円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(36,420円)、および分配準備積立金(424,686円)より分配対象収益は910,127円(1万口当たり133円)であり、うち340,026円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年7月26日から平成26年8月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(381,858円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,680円)、および分配準備積立金(500,199円)より分配対象収益は915,737円(1万口当たり147円)であり、うち310,753円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成26年12月26日から平成27年1月26日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(344,724円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(38,819円)、および分配準備積立金(695,050円)より分配対象収益は1,078,593円(1万口当たり201円)であり、うち267,602円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(平成27年1月27日から平成27年2月25日までの計算期間)

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(266,929円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(40,093円)、および分配準備積立金(771,489円)より分配対象収益は1,078,511円(1万口当たり201円)であり、うち267,709円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前期		当期	
	自	平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自	平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。		同左	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、為替予約取引です。そして当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。		同左	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
---------------------------------------	--	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	414,144	49,100
親投資信託受益証券	0	0
合計	414,144	49,100

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成26年 8月25日現在）

該当事項はありません。

当期（平成27年 2月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日）

該当事項はありません。

当期（自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	当期 自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
	元本の推移	
期首元本額	89,686,938円	62,150,600円
期中追加設定元本額	495,896円	950,582円
期中一部解約元本額	28,032,234円	9,559,365円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド (ZAR Class)	4,910	46,541,890	
	小計			46,541,890	
投資信託受益証券合計				46,541,890	
親投資信託受益証券	日本円	UBS 短期円金利マザーファンド	199,701	200,459	
	小計			200,459	
親投資信託受益証券合計				200,459	
合計				46,742,349	

(注)投資信託受益証券および親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示していません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドはケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（ZAR Class）」（以下「同ファンド」といいます。）ならびに国内投資信託「UBS短期円金利マザーファンド」（以下「同マザーファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は同マザーファンドの受益証券です。

ケイマン籍円建て外国投資信託「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド（JPY Class）、（AUD Class）、（BRL Class）、（ZAR Class）」が組入れられている連結ファンド、ならびに「UBS短期円金利マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ケイマン籍円建て外国投資信託 グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド

当ファンドは、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）＜毎月分配型＞が投資対象とする外国投資信託証券です。

ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び投資有価証券明細表は、2013年11月30日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。

ケイマン籍円建て外国投資信託 グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド
連結

Statement of Operations	損益計算書 (損益項目仮訳)	自 2012年12月1日 至 2013年11月30日 円
Income	収益	
Interest and other income	受取利息およびその他収益	476,958,997
Net realized gain (loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and foreign currency transactions	金融資産・負債及び外国為替取引に係る実現損益	(906,745,943)
Net change in unrealized appreciation/ (depreciation) on financial assets at fair value through profit or loss and foreign currency translations	金融資産・負債及び外国為替取引に係る未実現評価(損)益の変動額	893,250,270
Total income	収益合計	<u>463,463,324</u>
Expenses	費用	
Investment management fees	投資管理費用	74,817,240
Administrator fees	管理費用	13,475,073
Custody fees	保管費用	11,566,441
Professional fees	専門家費用	6,150,065
Trustee fees	信託費用	1,475,119
Transfer agent fees	名義書換事務代行費用	2,835,672
Transaction fees	取引費用	336,666
Other expenses	その他費用	30,801
Total expenses	費用合計	<u>110,687,077</u>
Operating profit	営業利益	<u>352,776,247</u>
Finance costs	金融費用	
Distributions to holders of redeemable units	解約可能受益者への分配金	<u>(625,414,283)</u>
Profit (loss) after distribution and before tax	分配後税引前(損)益	<u>(272,638,036)</u>
Tax (Note 2.14)	税金	<u>(5,636,456)</u>
Increase (decrease) in net assets attributable to holders of redeemable units from operations	解約可能受益者に属する純資産の増減額	<u>(278,274,492)</u>

2013年11月30日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)	評価額
		固定利付証券 (99.0%)		
		オーストラリア (2.4%)		
		事業債 (2.4%)		
EUR	195,000	Australia Pacific Airports Melbourne Pty, Ltd. 3.13% due 09/26/23	0.2%	¥ 28,145,243
USD	200,000	Optus Finance Pty, Ltd. 4.63% due 10/15/19	0.2	21,979,034
EUR	390,000	Origin Energy Finance, Ltd. 2.50% due 10/23/20	0.5	53,730,089
USD	295,000	Santos Finance, Ltd. 3.50% due 10/09/18	0.3	30,699,349
EUR	160,000	Telstra Corp., Ltd. 8.25% due 09/22/70	0.2	25,143,261
EUR	135,000	Transurban Finance Co. Pty, Ltd. 2.50% due 09/15/23	0.2	18,586,459
USD	650,000	Transurban Finance Co. Pty, Ltd. 4.80% due 10/12/21	0.6	72,452,410
EUR	150,000	Transurban Finance Co. Pty, Ltd. 2.50% due 10/08/20	0.2	21,101,732
		事業債合計		<u>271,837,577</u>
		オーストラリア合計		<u>271,837,577</u>
		ベルギー (0.8%)		
		事業債 (0.8%)		
EUR	200,000	Elia System Operator SA 3.25% due 04/04/28	0.2	28,179,909
EUR	380,000	Elia System Operator SA 5.25% due 05/13/19	0.6	62,906,977
		事業債合計		<u>91,086,886</u>
		ベルギー合計		<u>91,086,886</u>
		バミューダ (0.2%)		
		事業債 (0.2%)		
USD	200,000	Qtel International Finance, Ltd. 3.88% due 01/31/28	0.2	17,713,239
		事業債合計		<u>17,713,239</u>
		バミューダ合計		<u>17,713,239</u>
		ブラジル (0.4%)		
		事業債 (0.4%)		
USD	435,000	Petrobras International Finance Co. - Pifco 5.38% due 01/27/21	0.4	44,667,215
		事業債合計		<u>44,667,215</u>
		ブラジル合計		<u>44,667,215</u>
		カナダ (5.8%)		
		事業債 (5.8%)		
CAD	100,000	Bell Aliant Regional Communications LP 5.41% due 09/26/16	0.1	10,468,844
CAD	500,000	Bell Canada 4.40% due 03/16/18	0.5	51,437,274
USD	230,000	Canadian National Railway Co. 3.50% due 11/15/42	0.2	18,964,863
USD	180,000	Canadian National Railway Co. 4.50% due 11/07/43	0.2	18,239,508
USD	150,000	Canadian Natural Resources, Ltd. 3.45% due 11/15/21	0.1	15,279,650
USD	100,000	Canadian Natural Resources, Ltd. 5.70% due 05/15/17	0.1	11,628,469

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)	評価額
		固定利付証券 (99.0%) (continued)		
		カナダ (5.8%) (continued)		
		事業債 (5.8%) (continued)		
USD	300,000	5.90% due 02/01/18 Encana Corp.	0.3%	¥ 35,322,373
USD	350,000	6.50% due 05/15/19 Greater Toronto Airports Authority	0.4	42,546,312
CAD	340,000	6.98% due 10/15/32 Husky Energy, Inc.	0.4	43,211,062
USD	250,000	7.25% due 12/15/19 Hydro One, Inc.	0.3	31,411,723
CAD	525,000	5.36% due 05/20/36 Rogers Communications, Inc.	0.5	56,734,544
CAD	500,000	5.34% due 03/22/21 Shaw Communications, Inc.	0.5	53,315,948
CAD	150,000	5.65% due 10/01/19 Suncor Energy, Inc.	0.1	16,131,841
USD	575,000	6.50% due 06/15/38 TELUS Corp.	0.6	68,833,150
CAD	300,000	5.05% due 12/04/19 Thomson Reuters Corp.	0.3	31,880,213
CAD	150,000	4.35% due 09/30/20 Total Capital Canada, Ltd.	0.1	15,174,907
EUR	200,000	1.88% due 07/09/20 TransCanada PipeLines, Ltd.	0.2	27,870,552
USD	200,000	2.50% due 08/01/22	0.1	18,866,401
USD	500,000	3.80% due 10/01/20	0.5	53,334,621
USD	230,000	7.63% due 01/15/39	0.3	31,205,622
		事業債合計		<u>651,857,877</u>
		カナダ合計		<u>651,857,877</u>
		中国 (0.5%)		
		事業債 (0.5%)		
USD	200,000	CNPC General Capital, Ltd. 3.40% due 04/16/23	0.2	19,002,629
USD	430,000	Sinopec Capital 2013, Ltd. 3.13% due 04/24/23	0.3	40,115,859
		事業債合計		<u>59,118,488</u>
		中国合計		<u>59,118,488</u>
		デンマーク (0.2%)		
		事業債 (0.2%)		
GBP	150,000	DONG Energy A/S 4.88% due 01/12/32	0.2	25,621,582
		事業債合計		<u>25,621,582</u>
		デンマーク合計		<u>25,621,582</u>
		エストニア (0.4%)		
		事業債 (0.4%)		
EUR	300,000	Elering AS 4.63% due 07/12/18	0.4	46,121,783
		事業債合計		<u>46,121,783</u>
		エストニア合計		<u>46,121,783</u>

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)	評価額
		固定利付証券 (99.0%) (continued)		
		フィンランド (0.8%)		
		事業債 (0.8%)		
		Teollisuuden Voima Oyj		
EUR	580,000	4.63% due 02/04/19	0.8%	¥ 90,503,116
		事業債合計		90,503,116
		フィンランド合計		90,503,116
		フランス (6.2%)		
		事業債 (6.2%)		
		Autoroutes du Sud de la France SA		
EUR	200,000	2.88% due 01/18/23	0.2	28,336,901
EUR	500,000	5.63% due 07/04/22	0.8	86,319,434
		Electricite de France SA		
USD	415,000	5.25% due 01/29/49	0.4	41,971,696
GBP	100,000	5.50% due 10/17/41	0.1	18,547,039
		GDF Suez		
EUR	975,000	2.63% due 07/20/22	1.2	138,902,020
EUR	500,000	4.75% due 07/29/49	0.7	73,095,250
		Gie GDF Suez Alliance		
EUR	140,000	5.75% due 06/24/23	0.2	24,644,688
		Orange SA		
EUR	400,000	1.88% due 09/03/18	0.5	56,297,489
USD	500,000	5.38% due 01/13/42	0.5	51,275,139
		Total Capital International SA		
USD	325,000	1.55% due 06/28/17	0.3	33,630,587
EUR	600,000	2.13% due 03/15/23	0.7	81,802,679
		Transport et Infrastructures Gaz France SA		
EUR	400,000	4.34% due 07/07/21	0.6	61,312,761
		事業債合計		696,135,683
		フランス合計		696,135,683
		ドイツ (0.5%)		
		事業債 (0.5%)		
		RWE AG		
EUR	425,000	4.63% due 09/29/49	0.5	60,122,916
		事業債合計		60,122,916
		ドイツ合計		60,122,916
		イタリア (1.9%)		
		事業債 (1.9%)		
		Atlantia SpA		
EUR	150,000	4.38% due 03/16/20	0.2	23,210,547
EUR	100,000	4.50% due 02/08/19	0.2	15,474,478
		Eni SpA		
EUR	170,000	3.50% due 01/29/18	0.2	25,660,247
		Snam SpA		
EUR	990,000	3.88% due 03/19/18	1.3	149,944,288
		事業債合計		214,289,560
		イタリア合計		214,289,560
		日本 (0.2%)		
		事業債 (0.2%)		
		Nippon Telegraph & Telephone Corp.		
USD	185,000	1.40% due 07/18/17	0.2	18,945,895
		事業債合計		18,945,895
		日本合計		18,945,895

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)	評価額
		固定利付証券 (99.0%) (continued)		
		ルクセンブルグ (0.9%)		
		事業債 (0.9%)		
		Schlumberger Investment SA		
USD	250,000	1.25% due 08/01/17	0.2%	¥ 25,286,714
USD	250,000	3.30% due 09/14/21	0.3	25,606,272
		SES SA		
USD	490,000	3.60% due 04/04/23	0.4	47,817,745
		事業債合計		98,710,731
		ルクセンブルグ合計		98,710,731
		メキシコ (2.0%)		
		事業債 (2.0%)		
		America Movil SAB de CV		
EUR	375,000	4.13% due 10/25/19	0.5	57,898,316
USD	1,250,000	5.00% due 03/30/20	1.2	139,198,739
EUR	185,000	5.13% due 09/06/73	0.3	26,686,839
		事業債合計		223,783,894
		メキシコ合計		223,783,894
		オランダ (9.9%)		
		事業債合計 (9.9%)		
		Deutsche Telekom International Finance BV		
EUR	650,000	4.25% due 07/13/22	0.9	102,505,060
EUR	850,000	6.00% due 01/20/17	1.2	136,120,059
GBP	150,000	6.50% due 04/08/22	0.3	30,008,165
		E.ON International Finance BV		
USD	450,000	6.65% due 04/30/38	0.5	56,097,733
		Enel Finance International NV		
EUR	1,100,000	4.88% due 03/11/20	1.5	172,369,316
USD	400,000	6.00% due 10/07/39	0.4	39,426,903
		HIT Finance BV		
EUR	200,000	5.75% due 03/09/18	0.3	32,210,412
		Iberdrola International BV		
EUR	700,000	4.50% due 09/21/17	0.9	107,793,535
		Koninklijke KPN NV		
GBP	500,000	5.00% due 11/18/26	0.8	86,381,166
		Petrobras Global Finance BV		
USD	50,000	4.38% due 05/20/23	0.0	4,651,619
USD	60,000	5.63% due 05/20/43	0.1	5,073,172
		Repsol International Finance BV		
EUR	200,000	4.25% due 02/12/16	0.2	29,730,094
EUR	200,000	4.38% due 02/20/18	0.3	30,663,739
EUR	535,000	4.75% due 02/16/17	0.7	81,955,560
		RWE Finance BV		
GBP	300,000	4.75% due 01/31/34	0.4	49,278,504
GBP	200,000	6.13% due 07/06/39	0.4	38,913,059
		Shell International Finance BV		
USD	550,000	6.38% due 12/15/38	0.6	69,118,515
		TenneT Holding BV		
EUR	200,000	6.66% due 06/29/49	0.3	30,717,705
		Ziggo BV		
EUR	100,000	3.63% due 03/27/20	0.1	13,937,506
		事業債合計		1,116,951,822
		オランダ合計		1,116,951,822

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)	評価額
		固定利付証券 (99.0%) (continued)		
		韓国 (0.7%)		
		事業債 (0.7%)		
		GS Caltex Corp.		
USD	750,000	5.50% due 04/24/17	0.7%	¥ 84,165,448
		事業債合計		84,165,448
		韓国合計		84,165,448
		スペイン (2.9%)		
		事業債 (2.9%)		
		Telefonica Emisiones SAU		
EUR	100,000	3.96% due 03/26/21	0.1	14,746,875
EUR	800,000	4.71% due 01/20/20	1.1	123,798,502
EUR	1,200,000	4.80% due 02/21/18	1.7	185,987,096
		事業債合計		324,532,473
		スペイン合計		324,532,473
		スウェーデン (0.2%)		
		事業債 (0.2%)		
		Vattenfall AB		
EUR	150,000	6.75% due 01/31/19	0.2	26,058,815
		事業債合計		26,058,815
		スウェーデン合計		26,058,815
		イギリス (16.8%)		
		事業債 (16.8%)		
		Anglian Water Services Financing Plc.		
GBP	100,000	4.50% due 02/22/26	0.1	16,456,115
EUR	370,000	6.25% due 06/27/16	0.5	58,624,102
		BG Energy Capital Plc.		
GBP	550,000	5.13% due 12/07/17	0.9	103,406,820
		BP Capital Markets Plc.		
USD	730,000	2.75% due 05/10/23	0.6	69,167,100
USD	560,000	3.25% due 05/06/22	0.5	56,179,287
		British Telecommunications Plc.		
GBP	150,000	6.63% due 06/23/17	0.2	28,996,508
GBP	675,000	8.50% due 12/07/16	1.2	134,692,666
		Centrica Plc.		
GBP	200,000	4.25% due 09/12/44	0.3	31,096,737
USD	200,000	5.38% due 10/16/43	0.2	20,389,941
		EE Finance Plc.		
GBP	100,000	4.38% due 03/28/19	0.2	17,432,443
		Eversholt Funding Plc.		
GBP	100,000	5.83% due 12/02/20	0.2	19,306,926
		Gatwick Funding, Ltd.		
GBP	420,000	5.25% due 01/23/24	0.7	77,062,602
		Great Rolling Stock Co. Plc.		
GBP	50,000	6.25% due 07/27/20	0.1	9,793,760
		Heathrow Funding, Ltd.		
EUR	420,000	4.38% due 01/25/17	0.6	64,136,639
EUR	200,000	4.60% due 02/15/18	0.3	31,321,478
GBP	500,000	6.75% due 12/03/26	0.9	105,226,104
		National Express Group Plc.		
GBP	100,000	6.25% due 01/13/17	0.2	18,500,189
		National Grid Electricity Transmission Plc.		
GBP	280,000	4.00% due 06/08/27	0.4	46,041,911

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)		評価額
		固定利付証券 (99.0%) (continued)			
		イギリス (16.8%) (continued)			
		事業債 (16.8%) (continued)			
		National Grid Gas Plc.			
GBP	300,000	7.00% due 12/16/24	0.6%	¥	64,614,591
		National Grid Plc.			
USD	200,000	6.30% due 08/01/16	0.2		23,177,790
		Northern Gas Networks Finance Plc.			
GBP	150,000	5.63% due 03/23/40	0.3		28,840,013
		South Eastern Power Networks Plc.			
GBP	450,000	5.50% due 06/05/26	0.7		85,050,768
		Southern Gas Networks Plc.			
GBP	215,000	5.13% due 11/02/18	0.4		40,367,364
		Southern Water Services Finance, Ltd.			
GBP	178,000	4.50% due 03/31/52	0.3		28,724,019
GBP	150,000	5.00% due 03/31/21	0.2		27,509,027
		SSE Plc.			
EUR	130,000	2.00% due 06/17/20	0.2		18,188,763
GBP	400,000	5.45% due 09/29/49	0.6		69,421,779
		Thames Water Utilities Cayman Finance, Ltd.			
EUR	400,000	3.25% due 11/09/16	0.5		59,334,750
GBP	200,000	4.38% due 07/03/34	0.3		32,784,795
		Vodafone Group Plc.			
USD	1,300,000	1.50% due 02/19/18	1.1		130,785,350
USD	300,000	6.15% due 02/27/37	0.3		33,340,382
		Wales & West Utilities Finance Plc.			
GBP	400,000	5.13% due 12/02/16	0.6		73,771,372
		Western Power Distribution East Midlands Plc.			
GBP	350,000	5.25% due 01/17/23	0.6		65,122,742
		Western Power Distribution West Midlands Plc.			
GBP	200,000	5.75% due 04/16/32	0.3		38,320,951
		WPP 2008, Ltd.			
GBP	350,000	6.00% due 04/04/17	0.6		65,876,878
EUR	430,000	6.63% due 05/12/16	0.6		68,088,401
		Yorkshire Water Services Bradford Finance, Ltd.			
GBP	100,000	3.63% due 08/01/29	0.1		15,569,362
GBP	100,000	6.00% due 08/21/19	0.2		19,645,772
		事業債合計			1,896,366,197
		イギリス合計			1,896,366,197
		アメリカ合衆国 (45.3%)			
		事業債 (45.3%)			
		21st Century Fox America, Inc.			
USD	400,000	3.00% due 09/15/22	0.3		38,750,802
USD	550,000	6.20% due 12/15/34	0.6		62,055,530
USD	200,000	8.45% due 08/01/34	0.2		26,650,870
		American Tower Corp.			
USD	400,000	3.40% due 02/15/19	0.4		41,555,235
		Anadarko Petroleum Corp.			
USD	450,000	6.38% due 09/15/17	0.5		53,754,906
USD	350,000	7.95% due 06/15/39	0.4		48,640,111
		Apache Corp.			
USD	760,000	4.25% due 01/15/44	0.6		70,305,587

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)		評価額
		固定利付証券 (99.0%) (continued)			
		アメリカ合衆国 (45.3%) (continued)			
		事業債 (45.3%) (continued)			
		AT&T, Inc.			
EUR	245,000	2.50% due 03/15/23	0.3%	¥	33,071,262
USD	465,000	3.88% due 08/15/21	0.4		47,926,068
USD	1,400,000	5.35% due 09/01/40	1.2		138,514,091
USD	75,000	5.55% due 08/15/41	0.1		7,631,488
USD	1,490,000	5.80% due 02/15/19	1.6		176,605,074
		Burlington Northern Santa Fe LLC			
USD	600,000	3.05% due 09/01/22	0.5		58,101,574
USD	450,000	5.40% due 06/01/41	0.4		47,526,789
		CBS Corp.			
USD	150,000	5.75% due 04/15/20	0.2		17,364,978
		Cellco Partnership / Verizon Wireless Capital LLC			
USD	700,000	8.50% due 11/15/18	0.8		92,171,614
		CenterPoint Energy, Inc.			
USD	350,000	6.50% due 05/01/18	0.4		42,121,682
		Chevron Corp.			
USD	400,000	2.36% due 12/05/22	0.4		37,618,727
USD	130,000	2.43% due 06/24/20	0.1		13,187,922
		Comcast Corp.			
USD	1,420,000	5.15% due 03/01/20	1.4		163,982,619
USD	880,000	5.70% due 07/01/19	0.9		105,313,568
USD	250,000	6.40% due 03/01/40	0.3		29,505,738
		ConocoPhillips			
USD	825,000	6.50% due 02/01/39	0.9		106,122,886
		Consolidated Edison Co. of New York, Inc.			
USD	500,000	4.45% due 06/15/20	0.5		56,123,555
USD	350,000	5.50% due 12/01/39	0.4		39,803,053
		Constellation Energy Group, Inc.			
USD	930,000	5.15% due 12/01/20	0.9		102,414,805
		Continental Airlines 2009-2 Class A Pass Through Trust			
USD	289,127	7.25% due 11/10/19	0.3		33,887,953
		COX Communications, Inc.			
USD	400,000	2.95% due 06/30/23	0.3		36,373,969
		CSX Corp.			
USD	200,000	7.38% due 02/01/19	0.2		25,176,794
		DCP Midstream LLC			
USD	150,000	6.75% due 09/15/37	0.1		16,532,244
		Delta Air Lines 2010-2 Class A Pass Through Trust			
USD	232,281	4.95% due 05/23/19	0.2		25,679,603
		Detroit Edison Co.			
USD	305,000	3.95% due 06/15/42	0.2		27,868,560
		Devon Energy Corp.			
USD	150,000	5.60% due 07/15/41	0.1		15,962,660
USD	700,000	6.30% due 01/15/19	0.8		83,944,846
		DIRECTV Holdings LLC / DIRECTV Financing Co., Inc.			
USD	400,000	2.40% due 03/15/17	0.4		41,872,976
EUR	160,000	2.75% due 05/19/23	0.2		21,189,647
USD	1,000,000	5.00% due 03/01/21	0.9		106,835,687
USD	235,000	5.15% due 03/15/42	0.2		21,220,609

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)		評価額
		固定利付証券(99.0%)(continued)			
		アメリカ合衆国(45.3%)(continued)			
		事業債(45.3%)(continued)			
		Discovery Communications LLC			
USD	300,000	5.05% due 06/01/20	0.3%	¥	34,033,158
		Dominion Resources, Inc.			
USD	500,000	2.75% due 09/15/22	0.4		47,780,296
		Duke Energy Carolinas LLC			
USD	450,000	4.25% due 12/15/41	0.4		43,385,843
		Duke Energy Corp.			
USD	275,000	3.05% due 08/15/22	0.2		27,020,644
USD	300,000	3.55% due 09/15/21	0.3		31,145,175
		Duke Energy Florida, Inc.			
USD	460,000	3.10% due 08/15/21	0.4		46,955,817
USD	190,000	3.85% due 11/15/42	0.2		17,009,526
		Enbridge Energy Partners LP			
USD	150,000	5.50% due 09/15/40	0.1		14,971,081
		Energy Transfer Partners LP			
USD	650,000	6.05% due 06/01/41	0.6		68,418,922
USD	164,000	9.00% due 04/15/19	0.2		21,325,602
USD	89,000	9.70% due 03/15/19	0.1		11,843,457
		Entergy Corp.			
USD	250,000	5.13% due 09/15/20	0.2		26,833,909
		Enterprise Products Operating LLC			
USD	775,000	4.85% due 08/15/42	0.7		74,069,693
USD	540,000	5.20% due 09/01/20	0.5		62,212,993
		ERAC USA Finance LLC			
USD	530,000	5.63% due 03/15/42	0.5		55,121,287
		Exelon Generation Co. LLC			
USD	250,000	5.75% due 10/01/41	0.2		24,621,162
		FedEx Corp.			
USD	80,000	3.88% due 08/01/42	0.1		6,791,467
		Florida Power & Light Co.			
USD	350,000	3.80% due 12/15/42	0.3		31,563,172
USD	330,000	5.65% due 02/01/37	0.3		38,735,906
		Georgia Power Co.			
USD	350,000	5.40% due 06/01/40	0.3		37,637,158
USD	210,000	5.95% due 02/01/39	0.2		24,193,662
		Halliburton Co.			
USD	510,000	4.75% due 08/01/43	0.5		51,613,035
		Indiana Michigan Power Co.			
USD	675,000	7.00% due 03/15/19	0.7		82,917,791
		Kinder Morgan Energy Partners LP			
USD	120,000	2.65% due 02/01/19	0.1		12,320,541
USD	100,000	5.00% due 03/01/43	0.1		9,520,661
USD	780,000	7.30% due 08/15/33	0.8		93,558,824
		Marathon Petroleum Corp.			
USD	300,000	5.13% due 03/01/21	0.3		33,524,823
		MidAmerican Energy Co.			
USD	350,000	6.75% due 12/30/31	0.4		44,643,274
		Monongahela Power Co.			
USD	150,000	5.40% due 12/15/43	0.1		15,486,355

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)		評価額
		固定利付証券 (99.0%) (continued)			
		アメリカ合衆国 (45.3%) (continued)			
		事業債 (45.3%) (continued)			
		Motiva Enterprises LLC			
USD	100,000	5.75% due 01/15/20	0.1%	¥	11,619,912
		National Oilwell Varco, Inc.			
USD	170,000	3.95% due 12/01/42	0.1		15,392,357
		National Rural Utilities Cooperative Finance Corp.			
USD	100,000	10.38% due 11/01/18	0.1		14,002,017
		NBCUniversal Media LLC			
USD	350,000	4.38% due 04/01/21	0.3		38,456,897
USD	770,000	5.15% due 04/30/20	0.8		89,064,868
		Noble Energy, Inc.			
USD	200,000	4.15% due 12/15/21	0.2		21,265,223
		Occidental Petroleum Corp.			
USD	480,000	1.50% due 02/15/18	0.4		48,763,393
USD	100,000	3.13% due 02/15/22	0.1		10,021,257
		Oncor Electric Delivery Co. LLC			
USD	500,000	7.00% due 05/01/32	0.6		61,927,292
		Pacific Gas & Electric Co.			
USD	570,000	6.05% due 03/01/34	0.6		65,989,776
		PacifiCorp			
USD	250,000	6.00% due 01/15/39	0.3		30,202,127
		Pemex Project Funding Master Trust			
EUR	270,000	5.50% due 02/24/25	0.4		42,878,193
		Phillips 66			
USD	250,000	4.30% due 04/01/22	0.2		26,328,508
		Plains All American Pipeline LP / PAA Finance Corp.			
USD	300,000	5.00% due 02/01/21	0.3		33,580,469
		PPL Capital Funding, Inc.			
USD	60,000	3.40% due 06/01/23	0.0		5,773,890
USD	100,000	4.70% due 06/01/43	0.1		9,031,776
		PPL Energy Supply LLC			
USD	160,000	4.60% due 12/15/21	0.1		15,906,063
		Pride International, Inc.			
USD	250,000	6.88% due 08/15/20	0.3		30,687,875
		Progress Energy, Inc.			
USD	200,000	4.40% due 01/15/21	0.2		21,768,510
		PSEG Power LLC			
USD	250,000	5.13% due 04/15/20	0.3		27,988,689
		Qwest Corp.			
USD	300,000	6.75% due 12/01/21	0.3		33,390,469
		San Diego Gas & Electric Co.			
USD	300,000	3.95% due 11/15/41	0.3		28,119,706
		Sempra Energy			
USD	230,000	6.00% due 10/15/39	0.2		26,232,810
		Southern California Edison Co.			
USD	355,000	4.50% due 09/01/40	0.3		35,660,460
USD	230,000	5.95% due 02/01/38	0.3		27,719,869
		Southern Natural Gas Co. LLC / Southern Natural Issuing Corp.			
USD	260,000	4.40% due 06/15/21	0.2		27,552,968
		Southwestern Electric Power Co.			
USD	150,000	6.20% due 03/15/40	0.2		16,924,358

	額面	銘柄	対純資産比率 (%)	評価額
		固定利付証券 (99.0%) (continued)		
		アメリカ合衆国 (45.3%) (continued)		
		事業債 (45.3%) (continued)		
		Tennessee Gas Pipeline Co. LLC		
USD	497,000	7.50% due 04/01/17	0.5%	¥ 59,764,202
		Time Warner Cable, Inc.		
USD	700,000	5.50% due 09/01/41	0.5	58,108,883
USD	250,000	6.75% due 06/15/39	0.2	23,798,762
USD	215,000	8.25% due 04/01/19	0.3	25,833,262
		Transocean, Inc.		
USD	500,000	6.50% due 11/15/20	0.5	57,977,180
USD	150,000	6.80% due 03/15/38	0.2	16,742,236
		Union Pacific Corp.		
USD	115,000	4.75% due 12/15/43	0.1	11,454,285
		United Parcel Service, Inc.		
USD	350,000	3.63% due 10/01/42	0.3	30,574,541
USD	200,000	6.20% due 01/15/38	0.2	25,036,615
		Valero Energy Corp.		
USD	650,000	6.63% due 06/15/37	0.7	75,945,216
		Verizon Communications, Inc.		
USD	1,200,000	3.50% due 11/01/21	1.1	121,655,067
USD	670,000	4.50% due 09/15/20	0.6	73,646,088
USD	970,000	4.75% due 11/01/41	0.8	90,277,354
USD	635,000	5.15% due 09/15/23	0.6	69,366,708
USD	190,000	6.35% due 04/01/19	0.2	23,013,929
USD	455,000	6.40% due 09/15/33	0.5	51,996,132
USD	655,000	6.55% due 09/15/43	0.7	76,305,668
		Virginia Electric & Power Co.		
USD	570,000	2.95% due 01/15/22	0.5	57,349,013
		Williams Cos, Inc.		
USD	62,000	8.75% due 03/15/32	0.1	7,811,629
		Williams Partners LP		
USD	125,000	3.35% due 08/15/22	0.1	11,990,896
USD	500,000	5.25% due 03/15/20	0.5	55,826,236
		Xcel Energy, Inc.		
USD	350,000	4.80% due 09/15/41	0.3	34,797,164
USD	350,000	6.50% due 07/01/36	0.4	42,819,570
		事業債合計		<u>5,120,961,684</u>
		アメリカ合衆国合計		<u>5,120,961,684</u>
		固定利付証券合計 (Cost ¥9,152,818,565)		<u>¥ 11,179,552,881</u>

為替予約取引(対純資産比率 - 4.5%)

買	相手方	約定金額	予約期日	売	約定金額	未実現純益(純損)
CAD	Brown Brothers Harriman & Co.	2,790,000	12/03/2013	JPY	268,537,500	¥ 1,184,078
EUR	Brown Brothers Harriman & Co.	530,000	12/03/2013	JPY	71,707,251	2,160,345
EUR	Morgan Stanley	22,690,000	12/03/2013	JPY	3,116,017,700	46,351,638
EUR	Brown Brothers Harriman & Co.	2,110,000	02/04/2014	JPY	293,726,770	226,978
GBP	Brown Brothers Harriman & Co.	235,000	12/03/2013	JPY	37,139,870	2,263,215
GBP	Brown Brothers Harriman & Co.	855,000	12/03/2013	JPY	139,165,529	4,194,632
GBP	Morgan Stanley	9,450,000	12/03/2013	JPY	1,549,989,000	34,518,042
GBP	Brown Brothers Harriman & Co.	90,000	02/04/2014	JPY	15,044,400	30,977
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	261,478,800	12/03/2013	CAD	2,790,000	(8,242,778)
JPY	Deutsche Bank AG	3,130,501,824	12/03/2013	EUR	23,220,000	(105,735,110)
JPY	JPMorgan Chase & Co.	6,528,712,148	12/03/2013	USD	66,680,000	(296,960,899)
JPY	UBS AG	1,659,312,200	12/03/2013	GBP	10,540,000	(107,958,088)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	267,979,500	02/04/2014	CAD	2,790,000	(1,195,609)
JPY	Morgan Stanley	3,114,772,019	02/04/2014	EUR	22,690,000	(46,275,627)
JPY	Morgan Stanley	1,548,614,025	02/04/2014	GBP	9,450,000	(34,300,548)
JPY	UBS AG	6,722,155,206	02/04/2014	USD	66,195,000	(51,097,633)
USD	UBS AG	65,615,000	12/03/2013	JPY	6,666,155,925	50,498,799
USD	UBS AG	1,065,000	12/03/2013	JPY	105,714,563	3,303,760
USD	Brown Brothers Harriman & Co.	795,000	02/04/2014	JPY	81,293,520	53,047
						¥ (506,980,781)

AUD Class為替予約取引(対純資産比率0.0%)

買	相手方	約定金額	予約期日	売	約定金額	未実現純益(純損)
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	5,750,000	12/03/2013	JPY	534,002,500	¥ 3,732,467
AUD	Brown Brothers Harriman & Co.	5,750,000	02/04/2014	JPY	530,955,000	4,327,070
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	533,312,500	12/03/2013	AUD	5,750,000	(4,422,467)
						¥ 3,637,070

BRL Class為替予約取引(対純資産比率 - 0.3%)

買	相手方	約定金額	予約期日	売	約定金額	未実現純益(純損)
BRL	JPMorgan Chase & Co.	611,712	12/03/2013	USD	263,113	¥ (127,529)
BRL	JPMorgan Chase & Co.	1,312,080	12/03/2013	USD	564,360	(273,541)
BRL	JPMorgan Chase & Co.	42,850,000	12/03/2013	USD	19,501,206	(118,494,773)
BRL	JPMorgan Chase & Co.	400,663	12/03/2013	USD	172,335	(83,530)
BRL	JPMorgan Chase & Co.	40,525,546	12/03/2013	USD	17,431,092	(8,448,726)
BRL	JPMorgan Chase & Co.	39,640,000	02/04/2014	USD	16,946,689	(24,157,789)
JPY	JPMorgan Chase & Co.	17,694,478	12/03/2013	USD	175,000	(219,332)
JPY	JPMorgan Chase & Co.	26,991,684	12/03/2013	USD	270,000	(646,764)
JPY	JPMorgan Chase & Co.	55,760,152	12/03/2013	USD	560,000	(1,564,037)
JPY	UBS AG	1,786,588,325	12/03/2013	USD	17,585,396	(13,534,122)
USD	JPMorgan Chase & Co.	270,000	12/03/2013	BRL	611,712	832,488
USD	JPMorgan Chase & Co.	17,585,396	12/03/2013	BRL	40,525,546	24,244,029
USD	JPMorgan Chase & Co.	175,000	12/03/2013	BRL	400,663	356,294
USD	JPMorgan Chase & Co.	18,430,900	12/03/2013	BRL	42,850,000	8,933,326
USD	JPMorgan Chase & Co.	19,501,206	12/03/2013	JPY	1,909,384,534	86,849,065
USD	JPMorgan Chase & Co.	560,000	12/03/2013	BRL	1,312,080	(172,744)
USD	UBS AG	16,946,689	02/04/2014	JPY	1,720,949,815	13,081,588
						¥ (33,426,097)

ZAR Class為替予約取引(対純資産比率0.0%)

買	相手方	約定金額	予約期日	売	約定金額	未実現純益(純損)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	88,025,000	12/03/2013	ZAR	8,750,000	¥ (25,314)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	4,463,190	12/03/2013	ZAR	450,000	(65,112)
JPY	Brown Brothers Harriman & Co.	3,925,955	12/03/2013	ZAR	410,000	(199,832)
ZAR	Brown Brothers Harriman & Co.	9,610,000	12/03/2013	JPY	95,071,730	1,632,673
ZAR	Brown Brothers Harriman & Co.	8,750,000	02/04/2014	JPY	87,193,750	(45,828)
						¥ 1,296,587

2013年11月30日の先物取引(対純資産比率 - 0.1%)

売買	銘柄	満期月	単位	未実現益(損)
買建	EURO BUXL 30 YEAR BOND	12/2013	6	¥ 1,789,576
売建	EURO-BOBL FUTURE	12/2013	(16)	(5,084,402)
売建	LONG GILT FUTURE	03/2014	(6)	(533,219)
売建	EURO-BUND FUTURE	12/2013	(10)	(5,031,440)
売建	US 10 YEAR NOTE (CBT)	03/2014	(45)	(1,475,484)
買建	US 5 YEAR NOTE (CBT)	03/2014	55	923,726
売建	US ULTRA BOND (CBT)	03/2014	(7)	(1,018,848)
				¥ (10,430,091)

金融資産と金融負債の公正な価額での評価益または評価損	対純資産比率 (%)	評価価格
固定利付証券合計	99.0%	¥ 11,179,552,881
為替予約取引に係る未実現益合計	2.5	288,774,511
為替予約取引に係る未実現損合計	(7.3)	(824,247,732)
先物取引に係る未実現益合計	0.0	2,713,302
先物取引に係る未実現損合計	0.0	(13,143,393)
現預金およびその他資産(負債控除後)	5.8	661,893,511
純資産	100.0%	¥ 11,295,543,080

「UBS短期円金利マザーファンド」の状況

UBS短期円金利マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,223,742	15,229,227
国債証券	10,002,020	-
未収利息	164	4
前払費用	1,780	-
流動資産合計	15,227,706	15,229,231
資産合計	15,227,706	15,229,231
純資産の部		
元本等		
元本	15,171,448	15,171,448
剰余金		
剰余金又は欠損金()	56,258	57,783
元本等合計	15,227,706	15,229,231
純資産合計	15,227,706	15,229,231
負債純資産合計	15,227,706	15,229,231

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

国債証券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2.収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	15,171,448口	15,171,448口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0037円 (10,037円)	1.0038円 (10,038円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
---------------------------------------	---	--

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	0	-
合計	0	-

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)

平成26年 8月25日現在
該当事項はありません。

平成27年 2月25日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日
該当事項はありません。

自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	15,171,448円	15,171,448円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
UBSグローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)マネープール	3,077,730円	3,077,730円

U B S グローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)円コース<毎月分配型>	8,779,063円	8,779,063円
U B S グローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)豪ドルコース <毎月分配型>	801,794円	801,794円
U B S グローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)ブラジルリアルコース <毎月分配型>	2,313,160円	2,313,160円
U B S グローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース <毎月分配型>	199,701円	199,701円
合計	15,171,448円	15,171,448円

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)マネーボール】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成26年8月26日から平成27年2月25日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

U B S グローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープール

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	314,894	314,891
親投資信託受益証券	3,089,117	3,089,425
流動資産合計	3,404,011	3,404,316
資産合計	3,404,011	3,404,316
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1	1
未払委託者報酬	2	5
流動負債合計	3	6
負債合計	3	6
純資産の部		
元本等		
元本	3,392,323	3,392,323
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,685	11,987
（分配準備積立金）	22,687	23,395
元本等合計	3,404,008	3,404,310
純資産合計	3,404,008	3,404,310
負債純資産合計	3,404,011	3,404,316

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自	平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自	平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
営業収益				
有価証券売買等損益		615		308
営業収益合計		615		308
営業費用				
受託者報酬		1		1
委託者報酬		2		5
営業費用合計		3		6
営業利益又は営業損失（ ）		612		302
経常利益又は経常損失（ ）		612		302
当期純利益又は当期純損失（ ）		612		302
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		-		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		11,073		11,685
剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		11,685		11,987

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成26年 8月25日現在	当期 平成27年 2月25日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	3,392,323口	3,392,323口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0034円 (10,034円)	1.0035円 (10,035円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	当期 自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(10,520円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,555円)、および分配準備積立金(12,167円)より分配対象収益は32,242円(1万口当たり95円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(708円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,555円)、および分配準備積立金(22,687円)より分配対象収益は32,950円(1万口当たり97円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債です。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期	当期
	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期	当期
	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	615	308
合計	615	308

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期（平成26年 8月25日現在）

該当事項はありません。

当期（平成27年 2月25日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日）

該当事項はありません。

当期（自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期	当期
	自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日

元本の推移		
期首元本額	3,392,323円	3,392,323円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	U B S 短期円金利マザーファンド	3,077,730	3,089,425	
合計			3,089,425	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「UBS短期円金利マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBS短期円金利マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBS短期円金利マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,223,742	15,229,227
国債証券	10,002,020	-
未収利息	164	4
前払費用	1,780	-
流動資産合計	15,227,706	15,229,231
資産合計	15,227,706	15,229,231
純資産の部		
元本等		
元本	15,171,448	15,171,448
剰余金		
剰余金又は欠損金()	56,258	57,783
元本等合計	15,227,706	15,229,231
純資産合計	15,227,706	15,229,231
負債純資産合計	15,227,706	15,229,231

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

国債証券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2.収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成26年 8月25日現在	平成27年 8月25日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	15,171,448口	15,171,448口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0037円 (10,037円)	1.0038円 (10,038円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的に関催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左
-------------------	--	----

. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
---------------------------------------	---	--

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	平成26年 8月25日現在	平成27年 2月25日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	0	-
合計	0	-

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)

平成26年 8月25日現在
該当事項はありません。

平成27年 2月25日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日
該当事項はありません。

自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成26年 2月26日 至 平成26年 8月25日	自 平成26年 8月26日 至 平成27年 2月25日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	15,171,448円	15,171,448円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
UBSグローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)マネープール	3,077,730円	3,077,730円

U B S グローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)円コース<毎月分配型>	8,779,063円	8,779,063円
U B S グローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)豪ドルコース <毎月分配型>	801,794円	801,794円
U B S グローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)ブラジルリアルコース <毎月分配型>	2,313,160円	2,313,160円
U B S グローバル公共公益債券ファンド (通貨選択シリーズ)南アフリカランドコース <毎月分配型>	199,701円	199,701円
合計	15,171,448円	15,171,448円

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成27年3月31日現在）

円コース＜毎月分配型＞

種類	金額
資産総額	2,707,344,187 円
負債総額	3,307,762 円
純資産総額(-)	2,704,036,425 円
発行済口数	2,606,755,140 口
1口当たり純資産額(/)	1.0373 円

豪ドルコース＜毎月分配型＞

種類	金額
資産総額	485,594,647 円
負債総額	2,728,963 円
純資産総額(-)	482,865,684 円
発行済口数	434,748,403 口
1口当たり純資産額(/)	1.1107 円

ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞

種類	金額
資産総額	902,759,670 円
負債総額	3,881,022 円
純資産総額(-)	898,878,648 円
発行済口数	1,219,954,962 口
1口当たり純資産額(/)	0.7368 円

南アフリカランドコース＜毎月分配型＞

種類	金額
資産総額	45,625,550 円
負債総額	7,388 円
純資産総額(-)	45,618,162 円
発行済口数	53,812,760 口
1口当たり純資産額(/)	0.8477 円

マネープール

種類	金額
資産総額	3,404,618 円
負債総額	円
純資産総額(-)	3,404,618 円
発行済口数	3,392,323 口
1口当たり純資産額(/)	1.0036 円

(参考) U B S 短期円金利マザーファンド

種類	金額

資産総額	15,229,981 円
負債総額	円
純資産総額(-)	15,229,981 円
発行済口数	15,171,448 口
1口当たり純資産額(/)	1.0039 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手續等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とし、)に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成27年3月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

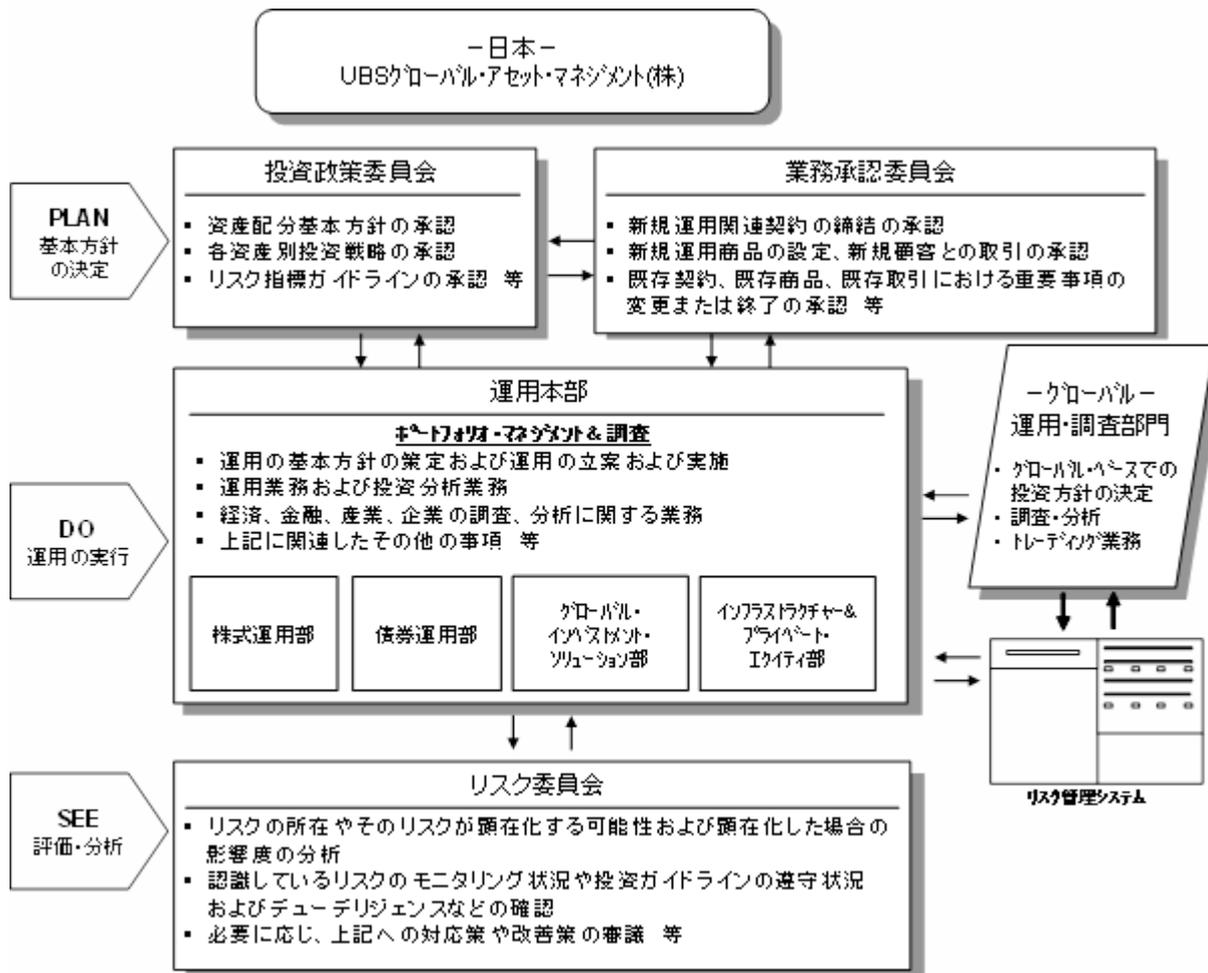
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



(平成27年3月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成27年3月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	90	1,083,051
合計	90	1,083,051

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別	科目	注記 番号	第18期 (平成25年3月31日)		第19期 (平成26年3月31日)	
			内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	(資産の部)					
	流動資産					
	現金・預金	*1		3,354,581		3,593,088
	未収入金	*1		458,392		274,875
	未収委託者報酬			1,451,992		1,471,950
	未収運用受託報酬	*1		557,253		351,421
	その他未収収益	*1		773,957		784,469
	繰延税金資産			89,830		95,700
	その他			37,018		10,478
	流動資産計			6,723,024		6,581,983
	固定資産					
	投資その他の資産			437,610		375,900
	繰延税金資産		417,610		355,900	
	ゴルフ会員権		20,000		20,000	
	固定資産計			437,610		375,900
	資産合計			7,160,634		6,957,883

期別		第18期 〈平成25年3月31日〉		第19期 〈平成26年3月31日〉	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
科目	注記 番号				
（負債の部）					
流動負債					
預り金			372,353		178,599
未払金			-		96,973
未払費用	*1		1,675,669		1,471,238
未払消費税			34,551		31,430
未払法人税等			489,884		593,891
賞与引当金			114,351		158,967
その他			2,294		7,719
流動負債計			2,689,104		2,538,821
固定負債					
退職給付引当金			226,251		145,141
固定負債計			226,251		145,141
負債合計			2,915,356		2,683,962
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,045,278		2,073,920
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
繰越利益剰余金		1,495,278		1,523,920	
純資産合計			4,245,278		4,273,920
負債・純資産合計			7,160,634		6,957,883

(2) 【損益計算書】

期 別		第18期 〔 自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日 〕		第19期 〔 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日 〕	
		科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			9,270,358		9,019,887
運用受託報酬	*1		1,586,058		1,306,649
その他営業収益	*1		2,133,484		2,316,745
営業収益計			12,995,901		12,643,283
営業費用					
支払手数料			4,688,873		4,407,229
広告宣伝費			108,267		86,395
調査費			88,373		95,783
営業雑経費			105,939		174,855
通信費		7,470		9,679	
印刷費		1,330		40,042	
協会の他		13,240		13,793	
その他	*1	83,898		111,340	
営業費用計			4,991,454		4,764,264
一般管理費					
給料			2,673,693		2,583,994
役員報酬		215,114		219,904	
給料・手当	*1	1,737,508		1,636,386	
賞与		721,070		727,702	
交際費			87,508		98,959
旅費交通費			82,826		90,322
租税公課			36,161		36,099
不動産賃借料			348,848		248,841
退職給付費用			152,133		83,238
事務委託費	*1		2,019,103		1,990,735
諸経費			66,771		94,901
一般管理費計			5,467,047		5,227,092
営業利益			2,537,400		2,651,926
営業外収益					
受取利息		284		415	
為替差益		-		49,982	
雑収入		82		1,965	
営業外収益計			367		52,363
営業外費用					
為替差損失		19,768		-	
雑損失		-		53	
営業外費用計			19,768		53
経常利益			2,517,999		2,704,235
特別損失					
ファンド関連費用償却損			-	98,750	
特別損失計			-		98,750
税引前当期純利益			2,517,999		2,605,484
法人税、住民税及び事業税			960,280		1,026,282
法人税等調整額			78,420		55,840
当期純利益			1,479,299		1,523,362

(3) 【株主資本等変動計算書】

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,200,000	550,000	2,715,979	5,465,979	5,465,979
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			2,700,000	2,700,000	2,700,000
当期純利益			1,479,299	1,479,299	1,479,299
事業年度中の変動額合計			1,220,700	1,220,700	1,220,700
当期末残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,200,000	550,000	1,495,278	4,245,278	4,245,278
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			1,494,720	1,494,720	1,494,720
当期純利益			1,523,362	1,523,362	1,523,362
事業年度中の変動額合計			28,642	28,642	28,642
当期末残高	2,200,000	550,000	1,523,920	4,273,920	4,273,920

〔注記事項〕

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
6,006千円	5,092千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、支給倍率基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

（1）概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

（2）適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
現金・預金	286,996	200,740
未収入金	-	6,358
未収運用受託報酬	11,206	34,968
その他未収収益	239,146	140,489
未払費用	88,662	87,064

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（単位：千円）

	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	第19期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)
運用受託報酬	12,315	41,667
その他営業収益	312,524	287,882
営業雑経費 その他	67,498	42,504
給料・手当	6,984	11,082
事務委託費	241,352	223,284

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時 株主総会の翌日

第19期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第19期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,354,581	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	557,253	-
その他未収収益	773,957	773,957	-
資産計	6,137,783	6,137,783	-
未払費用	1,675,669	1,675,669	-
未払法人税等	489,884	489,884	-
負債計	2,165,553	2,165,553	-

第19期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,593,088	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	351,421	-
その他未収収益	784,469	784,469	-
資産計	6,200,929	6,200,929	-
未払費用	1,471,238	1,471,238	-
未払法人税等	593,891	593,891	-
負債計	2,065,130	2,065,130	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	-
合計	6,137,783	-

第19期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	-
その他未収収益	784,469	-
合計	6,200,929	-

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

(1) 退職給付債務	1,140,689
(2) 年金資産	914,437
(3) 退職給付引当金	226,251

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

(1) 勤務費用	143,801	
(2) 利息費用	7,914	
(3) 期待運用収益	2,977	
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	29,824	
(5) 過去勤務債務	-	
	小計	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	9,606	
(7) 特別退職金	23,613	
	合計	152,133

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 退職給付見込額の期間配分方法 | 支給倍率基準 |
| (2) 割引率 | 0.395% |
| (3) 期待運用収益率 | 0.58% |
| (4) 過去勤務債務の処理年数 | 発生時一括処理 |
| (5) 数理計算上の差異の処理年数 | 発生時一括処理 |

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,140,689
勤務費用	136,345
利息費用	3,170
数理計算上の差異の当期発生額	12,800
退職給付の支払額	173,911
過去勤務費用の当期発生額	-

退職給付債務の期末残高	1,093,492
-------------	-----------

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	914,437
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の当期発生額	67,150
事業主からの拠出額	137,277
退職給付の支払額	173,911
年金資産の期末残高	948,351

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,093,492
年金資産	948,351
小計	145,141
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141
退職給付引当金	145,141
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	136,345
利息費用	3,170
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の費用処理額	79,950
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,167

(注)上記の他、特別退職金15,800千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	80%
株式	17%
その他	3%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.68%

期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,271千円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用	5,970	550
未払事務所税	2,750	2,550
減価償却超過額	18,760	14,100
未払事業税	41,120	41,350
株式報酬費用	196,020	190,850
退職給付引当金	201,060	149,200
賞与引当金	39,980	51,250
その他	1,780	1,750
評価性引当額	-	-
合計	507,440	451,600

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第18期 （平成25年3月31日）	第19期 （平成26年3月31日）
法定実効税率 （調整）	38.01%	38.01%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.13%	2.75%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.47%
その他	0.11%	0.30%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	41.25%	41.53%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更しております。

その結果、繰延税金資産の金額は12,128千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額は同額増加しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第18期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第19期（自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,052,810千円	1,747,691千円	822,893千円	3,623,395千円

委託者報酬 9,019,887千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第18期（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,502,229千円	投資運用

第19期（自平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,449,556千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む50カ国以上に金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第18期（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（1）親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 （被所有者割合）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ユービーエスエイター （ロンドン証券取引 所地上場）	スイス・チューリッヒ	38億スイスフラン	銀行、 証券業務	（被所有者）100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用委託報酬 その他営業収益 給料・手当 営業経費用-その他 事務委託費	2,520,087 4,919,889 12,315 312,524 8,984 87,498 241,352	現金・預金 未収運用委託報酬 その他未収収益 未払費用	288,998 11,208 239,148 88,882

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者割合)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	ユービーエス証券 株式会社	東京都千代田区 大手町	744億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費、社会保険 料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務受託費 不動産賃借料	589 49,881 325,214 323,504	未収入金 未払費用	457,785 271,915
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	4,797	未収運用受託報酬	80
子	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	199百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等	その他営業収益 事務受託費	183,078 373,834	その他未収収益 未払費用	9,007 120,085
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	4百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等	その他営業収益 事務受託費	19,380 183,298	その他未収収益 未払費用	10,892 98,829
の	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	128百万 英国ポンド	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務受託費	34,138 149,327 208,185	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	108,73 71,920 155,798
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	1514百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	827	未収入金	827
干	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ワシントン	1米国ドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務受託費 給料・手当	31,580 409,885 238,370 58	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9823 144,380 103,590
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ワシントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	承継業務	その他営業収益	838,885	その他未収収益	189,332
業	UBS O'Connor LLC	米国・デラウェア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び承継業務	運用受託報酬 その他営業収益	141,199 379,019	未収運用受託報酬 その他未収収益	79,888 93,403
	UBS O'Connor Investors LLC	米国・デラウェア	25万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28318	未収運用受託報酬	28,318
社	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	289.74	-	-
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モリシャス共和国 ・ポートルイス	2万米国ドル	資産運用業	なし	承継業務	その他営業収益	9,443	その他未収収益	1,798
専	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万 香港ドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに関する 事務受託等	その他営業収益 事務受託費	39,181 50,237	その他未収収益 未払費用	14,087 29,348

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第19期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエスエイジー (ロンドン証券取引 所地上場)	スイス・チューリヒ	38億スイフラン	銀行、証券 業務	(被所有者)100%	金株の購入、 資産運用業務及 びそれに關する 事務委託等、人 件費	金株の購入	4,382,881	現金・預金	200,740
							増加 減少	4,448,937		
							運用委託報酬	41,887	未収入金	8,258
							その他営業収益	287,882	未収運用委託報酬	34,988
							営業経費用-その他	42,504	その他未収収益	140,489
							給料・手当	118,73	未払費用	9,7084
							人件費(受取)	791		
							事務委託費	223,284		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有者)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	ユービーエス証券 株式会社	東京都千代田区 大手町	484億円	証券業	なし	人件費、社会保 険料などの立替	事務委託費	314,152	未収入金	287,549
							不動産関係費	221,417		
							給料・手当	1,897	未払費用	287,138
							人件費(受取)	44,445		
子	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米ドル	資産運用業	なし	承継業務	その他営業収益	7,528	その他未収収益	2,389
子	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに關する 事務委託等	その他営業収益	137,339	その他未収収益	8,305
							事務委託費	301,212	未払費用	73,811
子	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに關する 事務委託等	その他営業収益	28,990	その他未収収益	15,085
							事務委託費	80,051	未払費用	43,081
子	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに關する 事務委託等	運用委託報酬	20,508	未収運用委託報酬	10,597
							その他営業収益	237,795	その他未収収益	157,342
							事務委託費	278,184	未払費用	117,007
子	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.3百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	10,415	未収入金	987
子	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ワシントン	1米ドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに關する 事務委託等	運用委託報酬	32,830	未収運用委託報酬	5,199
							その他営業収益	433,120	その他未収収益	153,072
							事務委託費	353,109	未払費用	78,157
子	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ワシントン	10万米ドル	資産運用業	なし	承継業務	その他営業収益	772,377	その他未収収益	201,288
子	UBS O'Connor LLC	米国・コロラド	1百万米ドル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び承継業務	その他営業収益	384,855	その他未収収益	102,441
子	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	13百万 ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用委託報酬	38,007	-	-
子	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モリシャス共和国 ・ポートルイス	2万米ドル	資産運用業	なし	承継業務	その他営業収益	4,711	その他未収収益	3,878
子	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万 香港ドル	資産運用業	なし	承継業務 資産運用業務及 び、それに關する 事務委託等	その他営業収益	22,144	未払費用	14,917
							事務委託費	32,153		
子	UBS Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ・フランクフルト ・アム・マイン	78百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用委託報酬	3,878	未収運用委託報酬	3,878

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	196,540円68銭	197,866円70銭
1株当たり当期純利益	68,486円06銭	70,526円02銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	第19期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
当期純利益（千円）	1,479,299	1,523,362
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,479,299	1,523,362
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

期別		第20期 中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(資 産 の 部)			
流動資産			
現金・預金			3,129,305
未収入金			56,464
未収委託者報酬			1,296,221
未収運用受託報酬			399,376
その他未収収益			1,105,676
繰延税金資産			202,200
その他			40,897
流動資産計			6,230,142
固定資産			
投資その他の資産			324,500
繰延税金資産		304,500	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			324,500
資産合計			6,554,642

期別		第20期 中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
預り金			54,510
未払費用			1,413,760
未払消費税			102,887
未払法人税等			747,445
賞与引当金			417,409
その他			1,377
流動負債計			2,737,390
固定負債			
退職給付引当金			109,756
固定負債計			109,756
負債合計			2,847,146
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,200,000
利益剰余金			1,507,495
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		957,495	
繰越利益剰余金		957,495	
純資産合計			3,707,495
負債・純資産合計			6,554,642

(2) 中間損益計算書

期別	注記 番号	第20期 中間会計期間 〔自平成26年4月1日 至平成26年9月30日〕	
		内訳	金額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			4,544,322
運用受託報酬			678,246
その他営業収益			1,340,308
営業収益計			6,562,878
営業費用			
支払手数料			2,252,567
広告宣伝費			38,163
調査費			36,729
営業雑経費			125,003
通信費		4,394	
印刷費		57,677	
協会費		7,832	
その他		55,099	
営業費用計			2,452,463
一般管理費			
給料			1,267,683
役員報酬		147,191	
給料・手当		847,630	
賞与		272,860	
交際費			12,062
旅費交通費			42,244
租税公課			19,458
不動産賃借料			122,113
退職給付費用			79,430
事務委託費			900,194
諸経費			36,445
一般管理費計			2,479,632
営業利益			1,630,782
営業外収益			
受取利息		207	
雑収入		144	
営業外収益計			351
営業外費用			
為替差損		18,205	
雑損		32	
営業外費用計			18,237
経常利益			1,612,896
税引前中間純利益			1,612,896
法人税、住民税及び事業税			732,942
法人税等調整額			62,690
中間純利益			942,643

(3) 中間株主資本等変動計算書

第20期 中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,200,000	550,000	1,537,651	4,287,651	4,287,651
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 1,522,800	△ 1,522,800	△ 1,522,800
中間純利益			942,643	942,643	942,643
当中間期変動額合計	-	-	△ 580,157	△ 580,157	△ 580,157
当中間期末残高	2,200,000	550,000	957,495	3,707,495	3,707,495

注 記 事 項

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額費用処理しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を支給倍率基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の平均支払見込期間等に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が21,321千円減少し、利益剰余金が13,731千円増加しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ600千円増加しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第20期 中間会計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第19期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

第20期 中間会計期間

自 平成26年 4月 1日

至 平成26年 9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,129,305	3,129,305	-
未収入金	56,464	56,464	-
未収委託者報酬	1,296,221	1,296,221	-
未収運用受託報酬	399,376	399,376	-
その他未収収益	1,105,676	1,105,676	-
資産計	5,987,044	5,987,044	-
預り金	54,510	54,510	-
未払費用	1,413,760	1,413,760	-
未払消費税	102,887	102,887	-
未払法人税等	747,445	747,445	-
負債計	2,318,603	2,318,603	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（セグメント情報）

第20期 中間会計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日				
1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
2. 関連情報				
(1) 製品及びサービスごとの情報				
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。				
(2) 地域に関する情報				
売上高				
	日本	米国	その他	合計
	523,046千円	955,100千円	540,409千円	2,018,555千円
(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。				
なお、委託者報酬 4,544,322千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。				
(3) 主要な顧客に関する情報				
	相手先	売上高	関連するセグメント名	
	UBSグループ(*1)	1,426,252千円	投資運用	
(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。				
(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しています。				

（1株当たり情報）

第20期 中間会計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日	
1株当たり純資産額	171,643円30銭
1株当たり中間純利益金額	43,640円90銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	942,643千円
普通株式に係る中間純利益	942,643千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成26年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成26年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。
UBS証券株式会社	46,450百万円 (平成26年12月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成26年12月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成26年9月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成26年9月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

なお、UBS証券株式会社、株式会社SBI証券、楽天証券株式会社および高木証券株式会社は、マネープールおよびスイッチングの取扱いは行いません。

UBS証券株式会社は、マネープールについて運用に必要な最低限の資金のために、委託会社がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成26年12月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
 - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
 - ・金融商品取引業者（従来の証券会社）以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)
 - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいいます。
5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月10日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞の平成26年8月26日から平成27年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）円コース＜毎月分配型＞の平成27年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月10日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞の平成26年8月26日から平成27年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）豪ドルコース＜毎月分配型＞の平成27年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月10日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞の平成26年8月26日から平成27年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）ブラジルリアルコース＜毎月分配型＞の平成27年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月10日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞の平成26年8月26日から平成27年2月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）南アフリカランドコース＜毎月分配型＞の平成27年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年4月10日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープールの平成26年8月26日から平成27年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSグローバル公共公益債券ファンド（通貨選択シリーズ）マネープールの平成27年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月12日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。